

令和5年12月8日
山口県報号外52号
監査公表第六号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>1. やまぐちDX推進事業</p> <p>【指摘事項】 消費税等額の確定に伴う報告書の提出について</p> <p>当該補助事業における補助金交付要綱では、補助事業者が補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入税額控除額が確定した場合には、所定の様式（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、補助事業者である財団では、実績報告書を提出する時点（令和4年3月31日）で消費税等の仕入税額控除額が0円であること、また、同規定が補助金の返還に係る規定であり、「事業完了後に（中略）仕入控除額が確定した場合には」という表現であるため、事業完了後に補助金の返還が必要となるような仕入控除額の変動及び確定があった場合に必要となる様式という認識から、第6号様式の報告を提出していなかったとのことである。しかしながら、第6号様式は、消費税等の確定申告を経て確定した情報に基づき報告されるものであり、やはり当該報告は交付要綱に則って行われるべきである。</p> <p>以上より、仕入税額控除額が0円であっても、そのことが確定した旨の報告を漏れなく受領する必要がある。</p> <p>【意見】 デジタル改革の進行管理について</p> <p>県は、令和3年3月に「やまぐちデジタル改革基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定している。そして、この基本方針の中で、進行管理について、「取組の進行管理については、「山口県デジタル推進本部」での審議等を踏まえながら、維新プラン及び第2期総合戦略と一体的に行う」と示されている。</p> <p>ここで、下表のとおり、山口県デジタル推進本部会議の資料について閲覧したところ、「取組の進捗状況」を報告していることは確認できた。しかしながら、活動内容（実施内容）の報告が中心であり、必ずしも十分な進行管理とは言え</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>補助金の申請書及び実績報告書において、消費税等の仕入税額控除額が0円としていた場合であっても、確定申告後に、補助要綱第6号様式に基づく報告を受領することとし、令和3年度分については直ち（令和5年3月）に、令和4年度分は確定申告後直ち（令和5年6月）に受領した。</p> <p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>令和5年12月に県政運営の新たな総合計画「やまぐち未来維新プラン」の策定に当たって、デジタルを4つの視点の一つに位置付け、「やまぐちDX推進拠点『Y-BASE』における課題解決件数」や、「県関係オンライン手続の利用率」、「光ファイバの世帯カバー率」などの成果指標を設けたところ。</p> <p>また、令和5年3月には、「やまぐち</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>ない。一般に、進行管理の意義は、設定した目標に効果的に到達するために、当初計画したスケジュールに対する実際の進捗状況を把握し、また、計画の見直し等の要否を明らかにすることにある。もちろん、実際の会議においては、これらの経緯も協議等されているのかもしれないが、県が公表している会議要旨からは読み取れず、目標地点に対する現在地点の在り方が適正なのか否か不明瞭である。即ち、県民目線では、「いつ・どのような」メリットを享受し得るか予測可能性を困難としており、効果的かつ効率的な予算の使用状況の判別が難しい。この点、所管課では、「変動が激しく、将来の予測が困難な環境である、いわゆる『VUCAの時代』において、目標を設定し、計画を立てて中長期的に取り組むような従来の行政手法では立ち行かないため、ビジョンを共有し、関係者がそこを目指して共に挑戦する考え方に基づいて取組を進めている」とのことであり、また、「本県のCIO補佐官からも、計画を立てて早急に結果を求めすぎのではなく、関係者がイメージを共有しながら様々なことにチャレンジしていくことや、失敗をある程度許容しながら試行錯誤し、他の行政政策とは異なるデジタル政策に相応しいアジャイルな進め方の重要性について助言を得ている」とのことであった。</p> <p>これらの見解について否定するものではないが、最小の経費で最大の効果を得ることで住民サービスの向上を図る基本的な考え方は変わらないはずであり、計画や目標値等が定まらない中で、公金の使い方としての有効性や経済性への配慮が客観的には見え難い。また、従来の行政手法から大きく変わるのであれば、尚更当該手法をより具体的に県民に周知し、理解を得る必要もある。</p> <p>したがって、従来の進行管理とは概念を異にするものの、効果的かつ効率的なデジタル改革における県民への説明責任が一層果たされ、県民側の理解も深まり、DX推進の意義が共有されることを期待する。</p> <p>1-1. 「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業</p> <p style="text-align: center;">(一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【指摘事項】 再委託の承認審査について</p> <p>財団では、上記(6)-1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して審査会に添付している状況である。</p> <p>ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先</p>	<p>未来維新プラン」等を踏まえ、「やまぐちデジタル改革基本方針」を改訂し、デジタル推進局がより一層中心となって改革全般のマネジメント等を行うこととし、より多くの県民や事業者がデジタル化の効果を実感できるよう、「山口県デジタル実装推進基金」を創設し、基金を活用した事業について、企画から実施に至る段階において、デジタル推進局と各部局が連携を図り、進捗管理していくこととした。</p> <p>こうした取組の成果について、令和5年9月に開催した「山口県デジタル推進本部会議」において進捗状況を報告・するとともに、ホームページで公表した。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善するべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

【意見】DX推進の啓発強化について

Y-BASEは、全県的なDXを推進するため、DXコンサルティングやデジタル化の技術的支援、デジタル人材の育成等を行う中核施設として令和3年11月に整備し、運営が開始された。運営開始以降、令和3年度は247団体、個人1,396名が利用し、27団体38件のDXコンサルティング及び技術支援を実施した。なお、施設見学者や利用者のアンケートでは、「満足」・「やや満足」で95.1%（令和3年3月末時点）に至っている。このように、他の都道府県にも例を見ない先進的な取り組みで、地域や企業等が抱える課題の解決、新たな価値の創造を図るべくDXを推進することは県民や企業等にとっても有意義である。

一方で、DXは単なるデジタル技術の導入（ICT化等）ではなく、デジタル化を通じて社会全体がより良いものへと変革することを指しており、この社会変革を支援する役割を担い、DX推進拠点としてのY-BASEが存在している。そして、その役割は、いわゆるデジタルリテラシーに左右されることなく、潜在的な利用者を含め十分に果たされることが期待されるが、その前提として、DXに係る啓発の強化が必要である。

現状、Y-BASEの実際の利用者は、そもそもDXに対する問題意識を持っている者に限らず、関心・興味がある者が情報収集として利用しているとのことである。一方で、DXという比較的新しい概念は、まだまだ広く県民や企業等に理解されている状況にあるとは言えない。したがって、県内の商工団体や経済団体等との企画連携等をより強化するなど、まずは県内企業等を中心に、現状肯定の認識を変える機

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

措置済み

従前から商工会議所や経済団体、金融機関等と連携してY-BASEの利用促進に取り組んできたが、意見も踏まえ、令和5年7月からは山口県中小企業診断協会と連携したDXコンサルを開始したほか、令和5年8月には日本政策金融公庫と連携協定を締結するなど、利用者拡大の好循環を生む取組を進めている。

<p>会として、DX推進の意義を啓発することにより、Y-BASEが活力みなぎる山口県を実現する有効な手段の場として、より一層積極的に活用され、利用者が利用者を呼ぶような好循環が生まれ、DXへの活性化が期待される。</p> <p>【意見】DXコンサルタントの育成について</p> <p>Y-BASE利用の間口拡大が強く望まれるのは上記のとおりである。一方で、現在は、DX相談やコンサルティング機能については、県外の委託先からDXコンサルタントの派遣により、専門的な役務提供を安定的に受けている。しかしながら、これは、あくまでも単年度契約業務であり、将来年度までの役務提供が保証されている訳ではない。また、わが国全体でもDXに向けた動きが加速度的に進むことが予想される中で、DXコンサルタント不足も懸念される。DXコンサルタントは、いわゆるAI人材（No. 1-8参照）とは異なり、様々なデジタル技術やサービスの最適な組み合わせを提案し、企業等のニーズを汲み取りながら、業務改善等のDX推進に寄与する専門人材である。この点、財団としては、委託先企業において、本県在住の人材を新たに雇用し、支援体制の強化を図っているとしており、また、DXコンサルタントについては、プロパー職員よりもCIO補佐官等の外部人材から助言を得る体制の方が効果的・効率的と考えており、体制に問題はないとしている。しかしながら、委託先との契約が継続的である前提や、外部の専門人材がどこまで事業者の要望に応えられるかという点は現時点で不明である（例えば、物理的にリモートでのコミュニケーションではなく、現地にすぐ来て欲しいという利用者側の要望等も考えられる）。</p> <p>財団の目指すべき将来像の達成に向けて、このDXコンサルタントの育成や確保は、きめ細やかなサポートを切れ目なく行うためにも、また、付随的ではあるが、県の公金が県外ではなく、県内事業者に消費されることによる経済効果も踏まえ、Y-BASE運営における今後の検討課題の一つと言え、可能な限り支援体制の強化を期待する。</p> <p>1-2. 山口県版クラウド「Y-Cloud（仮称）」構築事業 (一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【指摘事項】再委託の承認審査について</p> <p>事業番号1-1に同じ（以下、1-1の指摘事項の内容）</p> <p>財団では、上記（6）-1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>DXコンサルタントは、多様な能力・実績とネットワークが必要となる専門人材であり、個人だけで対応することは困難なことから、チームとしての総合力が求められる。このため、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団において一朝一夕に育成することは困難であり、当面は、引き続き、外部の専門人材により確保していく。</p> <p>将来的に、県内において、DXコンサルタント等を行うことができる専門人材が自主自発的に育成されるよう、県内でのDX推進・普及や人材育成等の様々な取組について引き続き実施していく。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------

審査会に添付している状況である。

ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善すべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平23会計第321号「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

【意見】 Y-C l o u dのランニングコストについて

Y-C l o u dに求められる機能として、「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運營業務に係る覚書の別添仕様書において、要件定義が以下のとおり定められている。

- (ア) ネットワーク機能・セキュリティ機能
- (イ) データアダプタ機能
- (ウ) データ管理機能
- (エ) リソース管理機能
- (オ) 分析、開発、BI機能
- (カ) 他クラウド接続機能
- (キ) 端末機能

そして、Y-C l o u dで整備するローコードツールやアプリケーション等、どのようなツールを整備するかについて、ライセンス数や必要なリソース等の上限数については、Y-C l o u dを活用した実証を年間10件程度（令和3年度は5件程度）実施することを想定している。

ここで、Y-C l o u dのランニングコスト（運営費用）は、上記（6）委託契約の概要に記載した契約金額約71百万円のうち、約46百万円が相当するとのことである（再委託金額の詳細が不明なためランニングコストの積算も不明である）。なお、業務実施報告書によると、令和3年度のY-C l o u dの利用実績は4件（DXコンサルティング案件）であり、概ね当初想定した5件程度と言える。

一方で、アプリケーションツールの種類は多岐に亘り、安

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

従前から利用者ニーズを踏まえたツールの見直しをすることとしていたが、意見を踏まえ、定期的にミーティングをしながらツールの見直しを行っている。また、再委託は環境構築が必要な初年度のみであったが、今後、業務の再委託を行う際は、再委託業務の内容把握に努めることとする。

措置済み

<p>易に整備するツールの種類を増やせば良い訳ではなく、利用者のニーズに基づき効率的に整備することが求められる。この点、財団では、令和3年度中にも利用者ニーズを踏まえてアプリケーションを追加するなどの対応をしているところである。</p> <p>したがって、引き続き経済合理性を一層追求したランニングコストとなるように、財団としても再委託業務（運營業務）の把握及び、ツールの整備及び見直しを定期的に行うことが望まれる。</p> <p>【意見】 Y-C l o u dの利用促進について</p> <p>Y-C l o u dは、DX拠点の基本機能の一つとして、ビッグデータ解析やAI開発等を行うことを可能とするクラウド環境を構築し、地域課題の解決や新たなイノベーションの創出等を推進するため、市町や民間企業、学校法人などの各種団体等がDXに取り組む際に実証実験や各種サービス等の機能などを確認するために活用されている。</p> <p>一方で、利用者目線で見ると、Y-C l o u d内で、何が可能となるのか等の情報を分かり易く得られる状況にあるとは言えない。Y-BASEの今後の展開（No. 1-1）で触れたように、個人や企業の意識が変わればDXへの問題意識を持ち、Y-BASE利用のきっかけとなり得る。そして、そのような利用者が増えれば、Y-C l o u dの活用事例も蓄積され、それを見た個人や企業が利用のきっかけにするという循環が生まれることも期待される。地域課題を解決し、新たな価値を創造することに寄与する実証実験の場としては、決して少額ではないランニングコストの発生がある以上、相応の活用があって整備の効果があつたと言える。</p> <p>したがって、Y-C l o u dの利用促進により、多くの実証実験を通して、山口県データプラットフォーム（後述の事業 No. 1-3）との相乗効果を発揮しながら、県域での一層のDX推進に寄与することが期待される。</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>利用者に対して、初回利用時の説明の際に、Y-C l o u d内でどのようなことが可能になるのか、機能や構成の詳細が分かるスライド等を用いて説明することを徹底し、利用促進を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1-3. 「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業</p> <p style="text-align: center;">(一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【指摘事項】 再委託の承認審査について</p> <p>事業番号1-1に同じ（以下、1-1の指摘事項の内容）</p> <p>財団では、上記（6）-1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して審査会に添付している状況である。</p> <p>ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭と</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>令和5年度事業から、再委託の承認申請時に再委託（予定）金額を把握した上で、再委託の承認審査を行い、その決裁文書を保管している。</p>	<p>措置済み</p>

なり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善すべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平23会計第321号「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

【意見】 山口県DPのランニングコストについて

山口県DPに求められる機能として、「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営業務に係る覚書の別添仕様書において、要件定義が以下のとおり定められている。

- (ア) ネットワーク機能・セキュリティ機能
- (イ) データアダプタ機能
- (ウ) データ管理機能
- (エ) データガバナンス機能
- (オ) データカタログ機能
- (カ) イベント連携機能

このうち、(ウ) データ管理機能において、データ蓄積量は1TB程度を見込むと規定している。ここで、山口県DPのランニングコスト（運営費用）は、上記(6)委託契約の概要に記載した契約金額約33百万円のうち、約13百万円が相当するとのことである（再委託金額の詳細が不明なためランニングコストの正確な積算も不明である）。なお、業務実施報告書によると、令和3年度の山口県DPの利用実績は2件である。そして、1件当たりのデータ量は案件により異なるため、単純計算は困難だが、仮に1TBの契約容量の多くが未使用な状況が続くようであれば、経済性や効率性の面で改善が必要となりかねない。この点について、令和3年11月に開設したばかりであり、現時点では客観的な数値情報の蓄積には至っていないが、財団でも問題意識を持って取り組む方針であるとのことである。

したがって、今後は利用実績を踏まえ、経済合理性を一層追求したランニングコストとなるように、財団としても再委

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

措置済み

従前から利用者ニーズを踏まえた見直しをすることとしていたが、意見を踏まえ、令和5年4月からは構築環境を変更しランニングコストの低減を図った。

また、再委託は環境構築が必要な初年度のみであったが、今後、業務の再委託を行う際は、再委託業務の内容把握に努めることとする。

<p>託業務（運營業務）の詳細な把握及び、要件定義等の見直しを定期的に行うことが望まれる。</p> <p>【意見】 山口県DPの利用促進について</p> <p>DXに向けたデータ利活用の促進を図るため、官民の様々なオープンデータを蓄積し、加工及び分析等を行うICT基盤として、山口県DPをY-C l o u d内に構築している。</p> <p>一方で、利用者目線で見ると、山口県DP自体の内容や、その中でどのようなデータを収集出来るのかについて、必ずしも分かり易く発信されているとは言えない。本事業は単独で機能するものではなく、No. 1-1（Y-BASE）、1-2（Y-C l o u d）と不可分一体的であり、特にY-C l o u dと相乗性がある。そして、山口県DPに焦点を絞ると、例えば、行政が管理する多様な情報や、民間が持つ独自情報等がオープンデータ化されることで収集可能なデータの範囲が拡大し、DPの利用が促進され、さらにはNo. 1-6で後述するシビックテックの活性化にも寄与し得る。</p> <p>したがって、行政はもとより、民間企業の機密等もある中で、出来得る限りの協力を得ながら、オープンデータの蓄積を継続し、DP利用によるデータ活用のメリットを享受してもらい、ひいてはDX推進への動きが加速的に進むことを期待する。</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>利用者に対して、初回利用時の説明の際に、機能や構成の詳細が分かるスライド等を用いて、山口県データプラットフォーム内で可能な事項の説明を徹底することにより、一層利用が促進されるように改善を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1-4. DX推進官民協働フォーラム創設事業</p> <p style="text-align: center;">（一財）山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【指摘事項】 再委託の承認審査について</p> <p>事業番号1-1に同じ（以下、1-1の指摘事項の内容）</p> <p>財団では、上記（6）-1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して審査会に添付している状況である。</p> <p>ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。</p> <p>以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念される</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>令和5年度事業から、再委託の承認申請時に再委託（予定）金額を把握した上で、再委託の承認審査を行い、その決裁文書を保管している。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ことがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善するべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。</p> <p>【意見】 契約変更時の見積りについて 上記（6）令和3年度委託契約の概要のとおり、契約変更が2度なされているが、随意契約の相手先から徴収した参考見積書には、「フォーラムHP作成」、「フォーラム運営対応人件費」、「シビックテック・マネジメント業務」との記載があるのみで、詳細な内訳が不明であった。オンラインミーティングやチャットにおいて業務内容と委託金額が決められたとの説明を受けたが、委託金額がどのように積算されているかについて詳細が不明であった。</p> <p>したがって、変更契約金額の妥当性を客観的に判断し得るように、積算の内訳や変更に至る過程等を書面又はデータ形式等、財団の上記実務運用に合わせて整理したうえで、内容確認を経て決裁を行うべきである。</p> <p>【意見】 今後の事業推進について 本事業は、DX推進官民協働フォーラム「デジテック for YAMAGUCHI」の発足及び運営を行うものである。事業実施の背景にある通り、行政の取り組みのみならず、民間等が有する知見やノウハウ、新たなアイデア等を結集するために連携・協働体制の組織を立ち上げ、また、行政だけではなく、県内外の個人・団体による自主的な活動を促進することを目的とするものである。そして、発足してまだ間もない組織であるものの、令和4年3月31日時点の会員数は個人532名、法人114名となっており、創生段階として会員数の確保は出来ている状態である。</p> <p>今後については、フォーラムの自主的な活動を活発化させ、活発化した結果、さらに自律的に自主的な活動が生じるといった循環を生み出し、その結果、DXとして地域や県民の課題が解決されるという循環を生じさせる必要がある。そこで、まずは当組織の自主的な活動が活発化するよう一層後押しをする具体的な施策の立案及び展開が望まれる。</p> <p>1-5. オープンイノベーション創出事業 (一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【意見】 事業目的達成指標について オープンイノベーション創出事業（以下、「本事業」とい</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>変更契約時に、金額の妥当性を客観的に判断できるように積算の内訳を添付した上で決裁を行い、その決裁文書を保管することとした。</p> <p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>会員同士の共創活動を促すため、令和4年度には、中山間地域の課題解決に共に挑戦する新規事業「エンジニア・キャンプ YAMAGUCHI」を開催したところであり、その結果、獣害対策アプリの開発などの共創活動事例が生まれた。今後も引き続き、コミュニティ運営に関して専門的知見を有する外部アドバイザーに助言を求めながら、「デジテック for YAMAGUCHI」の自主的な活動の活発化を促す取組を展開していく。</p> <p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------------------

<p>う)においては、事業目的として「県内をフィールドとした社会実装に繋がる実証実験等を行うことにより、新たなソリューションなどの先導的事例を創出し、県内での普及・横展開を図る。」としているが、現状では、財団に明確な事業目的の達成指標及び達成に向けた計画はない。DX推進事業における実証実験の性質上、不確実性もあり、事業の達成指標及び達成に向けた計画を明確に策定することは容易ではないということは理解できる。しかし、段階的であっても事業目的の達成指標及び達成に向けた計画が策定されなくては本事業の正確な評価を行うことはできない。現状では、一先ず実証実験を行い、実験結果を得たことが成果となっており、当該成果がどのように将来的に貢献し、目的達成されるかのロードマップが不明確であると言わざるを得ない。ここで、本事業は、財団による委託事業ではあるが、そもそも県による補助金により行われている。もちろん、現時点で成果が確実に見込めないとしても、将来に亘り、公益性に照らして有益な事業に取り組むことは県の使命であり、必要なことではあると考えられるが、県の予算財源も無限ではない以上、成果が見込まれる事業により多くの予算を配分することは当然である。また、明確な成果指標及び達成までの計画がなければ正確な予算さえ設定できず、公正な予算配分が阻害される可能性がある。</p> <p>以上より、実証実験という名の下に公費が無計画に使われることがないように、県としては公正な予算配分のため、財団では委託事業の実施主体としての責任を果たすためにも、段階的にでも明確な目的達成指標及び達成に向けた計画の設定が望まれる。</p> <p>【意見】 オープンイノベーション応募件数について</p> <p>令和3年7月に「デジタル・オープンイノベーション」制度を創設し、提案の募集を開始した。その後、第一次、第二次募集を経て、4件募集があり、4件が採択(上記参照)された。この点、応募は会員(令和4年7月末時点 766 者・団体) 限定であり、かつ、テーマが①少子高齢化、②中山間地域、③若者流出に限定され、実施する場所は山口県内であることという制約があるため、募集数が限定されることは理解できる。しかしながら、会員数及び山口県が有する地域課題の現状に照らしても4件の募集が限界数かと考えると疑問である。そもそも、オープンイノベーション創出事業の目的を達成するためには、より多くのアイデアが出てくることが重要であり、多くの募集から厳選された提案を実施してることにより質の高い事業となると考えられ、募集数の母数を増加させる対応は重要である。</p> <p>現状では、応募広告についてホームページへの掲載や会員</p>	<p>実証実験の段階を支援する「オープンイノベーション創出事業」は令和4年度末に廃止した。</p> <p>令和5年度からは、「やまぐちデジタル実装推進事業」を構築し、専門的知見を有する外部アドバイザーを配置し、実証実験から実装段階まで、取組ごとにマイルストーンとKPIを設定し、その進捗管理をしながら課題解決に向けて計画的な支援を実施することにより、事業終了後の社会実装・自走に繋げることとした。</p> <p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>「デジタル for YAMAGUCHI」の会員同士による提案を募集する「オープンイノベーション創出事業」は令和4年度末に廃止し、令和5年度からは、新たに「やまぐちデジタル実装推進事業」を構築した。</p> <p>全国の優れたデジタル技術やビジネスノウハウを有する民間企業等と、課題を抱える県内市町等が連携した取組を促進するため、民間企業等を全国から呼び込むプレゼンテーションイベントを開催し、令和5年度は43件のソリューションの応募があった。</p> <p>その後、市町の意向を踏まえたマッチ</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------

<p>へのメール、SNS（Slack）での会員への通知を実施しているが、今後はより積極的に市町の課題とDX技術を保有する企業とのマッチングを促す機会の創出を図る等、募集をより増加させる施策の検討が望まれる。</p> <p>【意見】 提案選考基準の評価について</p> <p>「デジテック・オープンイノベーション」採用に係る審査において、指標の一つとして進行管理、見積金額、事業計画について9項目について合計100点満点での各審査委員6人による点数評価（審査委員各100点満点での点数の合計点で評価）を実施している。採用審査に際して明確な点数評価を行うことは客観的な指標となり、有益とも考えられる。しかしながら、現状の採用審査において、当該点数評価は参考に過ぎず、採用審査での取扱いについての明確な規定はなく、具体的な反映は行われていない。上記4案件においても339点から411点と区々であるが、採用審査において具体的に点数を検討された様子は窺い知れなかった。つまり、評価点数に関わらず採用される可能性があるとも見られかねない。もちろん、当該点数の高低のみで採用・不採用を判断すべきではなく、他の指標とも併せて総合的に判断すべきであるが、現行では点数評価の意義がどこまであるのか不明である。</p> <p>したがって、例えば、ある一定以下の低い点数であれば原則不採用とするものの、別の要素を踏まえて最終的に採用する場合には、審査委員全員の同意が必要等の選考基準を規定するなど、提案選考における採用審査の実効性を一層高めることは検討の余地がある。</p> <p>1-6. シビックテック推進事業</p> <p style="text-align: center;">（一財）山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【指摘事項】 開発支援金の使用明細根拠の徴収について</p> <p>シビックテックチャレンジYAMAGUCHIプロジェクト実施に係る協定書（以下、「協定書」という）第5条第1項では、採択企業1社当たり500千円（上限）の開発支援金（協働開発実施に伴う経費）を財団が協働企業に支払うと規定している。また、同条第3項において、協働企業は、協働開発終了後に成果報告書とともに実際に開発支援金を使用した明細及び明細根拠を提出しなければならないと規定されている。ここで、令和3年度に実施した7件の協働開発について、いずれも実際の使用明細は提出を受けているが、明細の根拠が財団側に提出されておらず、協定書に逸脱した状況（明細の検証が困難）となっている。</p> <p>したがって、遺漏なく協定書の条項に遵守した事務手続きを経る必要がある。</p>	<p>ング支援を行い、最終的に本事業に9件の応募があった。</p> <p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>オープンイノベーション創出事業は令和4年度末で廃止したところであるが、その他の事業のプロポーザル審査においては、各審査要領に採用の最低点を定め、提案選考における採用審査の実効性を高めた。</p> <p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>提出が漏れていた明細根拠は直ち（令和5年3月）に徴取・確認したところであり、令和4年度以降は明細根拠を徴取している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

<p>【意見】 開発支援金の支出方法について</p> <p>財団では、当該プロジェクトの開発支援金を委託料として支出している。一方で、委託契約書や仕様書は存在せず、支出の根拠は協定書のみである。また、当該協定書第5条第1項では、名目として開発支援金と謳っている。さらに、同条第3項において、協働開発終了後は実際に開発支援金を使用した明細や明細根拠を求め、500千円を下回る場合には差額の返還を要する旨も規定している。加えて、成果物の帰属（第7条）について、協働企業や自治体に単独あるいは共有で帰属すると定められており、財団への帰属は見受けられず、プログラムの使用許諾（第8条）においても、財団による使用は同条に規定されていない。また、当初の見積書では、開発支援金は消費税の対象外項目とされている。これらの状況に鑑みると、ともすれば当該開発支援金は、協働開発経費の一部を補助する、いわゆる、補助金や助成金、負担金（以下、「補助金等」という）であるとも見られかねない。仮に、補助金等であるならば、当該支援金を委託料として支出した事務手続きが異なることになる。この点、同様の事業に取り組む他の複数の自治体でも、委託契約や補助金等など取扱いが区々となっており、当財団としては参考としたA市に倣い、委託契約としたとのことであった。</p> <p>ここで、財団の上記対応を前提にすると、本県の定める委託契約に係る事務手続きとは異なる現状にある。また、今後も同様の実務運用が起り得る点に鑑みると、県の外郭団体に位置付けられる当財団においても、契約事務手続きの根拠を整理し、対外的にも説明可能性を担保するべく明確にしておくことは重要である。</p> <p>以上より、まずは、開発支援金の支出について、委託契約に基づくものか、又は補助金等に基づくものか実態を改めて整理する必要がある。そして、その上で委託業務であると判断するならば、従前のような委託契約書の締結等の事務手続きに拠らず、協定書のみとする現状の実務への対応として、適切な事務手続きであることが明確となるように、運用の根拠となる規程の整備を早期に図るべきである。</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>予め仕様書を定めることが困難なシステム構築等について、開発とユーザーテストを繰り返しながら素早く改善を行うアジャイル的手法による開発への支援の在り方については様々な議論があるところであるが、意見を踏まえ、令和4年度以降は助成金として支出することとし、所要の手続きを経ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 シビックテックの活性化について</p> <p>当該事業の目的は、最終的にはシビックテックの機運の醸成を図ることにある。そして、令和3年度の事業においては、県や市町と協働企業による課題解決のための実証実験結果を得たことが成果となっている。シビックテック自体が比較的新しい取り組みであり、一足飛びに達成できるものではない。また、シビックテックは、市民主導で地域課題の解決に取り組むものであり、行政から市民に提供される従来型の</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>本事業の実証実験段階に市民の参加を積極的に促して、取組を実際に体験してもらうほか、そうした実証実験の様子をプレスリリース等を通じてメディアで紹介、HPやSNSを通じて情報発信に努めているところであり、引き続き、こう</p>	<p>措置済み</p>

ような行政サービスとは異なる事業モデルである。一方で、県の財源（補助金）投下を踏まえると、年度ごとに事業の計画的な実施や成果（参加市民の増加等）が行政側（財団）に求められるのも事実である。この点、事業の計画立案から実施に至るまでのプロセスをより一層見える化（透明化）し、企業や個人を含む多様な市民がシビックテックへの取り組みを知り、参加の機会が促進され、本県におけるシビックテックの裾野をさらに拡大することが必要である。

したがって、まずは、身近なスマートフォンアプリ等を活用することでもシビックテックに繋がることなど、参加へのハードルが決して高くないことをより多くの市民に知ってもらうべく引き続きPR等を行い、本事業の活性化に繋げていただきたい。

【意見】見積書の検討について

財団では、シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI 実施に係る企画・運営等業務委託について、委託料の積算過程で見積書を入手している。当該見積書では、項目ごとに単価や個数が記載されており、基本的には内容が明瞭に判別できるようになっている。一方で、下表のような項目も記載されており、必ずしも単価が合理的か否かの判別が付かないものも掲載されている。例えば、下表の企画・調整について、どの程度の人数や日数を要するのか、どういったマネジメントによって1,000千円となるのかについては、より詳細な情報を得なければ合理性の有無は判断が困難である。

したがって、今後は、可能な限り見積書の合理性（金額や内容の妥当性）を検証するために、不明瞭な単価や内容については工数や作業量を確認し、委託事業の実施主体として、より一層の説明責任を客観的に果たすことが望まれる。

（当初見積書より抜粋（転記））

項目	説明	単価	数量	小計
企画・調整	企画・調整・マネジメント	¥1,000,000	1	¥1,000,000
協働作業ファシリテート	3テーマのファシリテーション、資料作成、実証実験立ち会い	¥1,000,000	3	¥3,000,000

1-7. データドリブン推進事業

（一財）山口県デジタル技術振興財団

【指摘事項】再委託の承認審査について

事業番号1-1に同じ（以下、1-1の指摘事項の内容）

財団では、上記（6）-1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して審査会に添付している状況である。

したPRを通じて本事業の活性化及びシビックテック機運の醸成に繋げていく。

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

予め仕様を定めずに、開発とユーザーテストを繰り返しながら改善を行うアジャイル的手法による開発において画一的に業務量を計算することは困難であるが、意見を踏まえ、令和5年度からは、実績報告の際には、工数や作業量の確認を行い、委託金額の適切性を検証することとした。

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

令和5年度事業から、再委託の承認申請時に再委託（予定）金額を把握した上で、再委託の承認審査を行い、その決裁文書を保管している。

措置済み

措置済み

ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善するべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える

（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

【意見】 グループ企業間の再委託について

「山口県データ関係グラフ」可視化基盤に係る構築業務においては、上記（6）-2のとおり、財団内部の会計処理規程第7条の3第2項第2号より随意契約により富士通Japan（株）と委託契約を締結している。そして、業者選定理由としては「委託に当たって必要な条件を備えている者が同者以外にないため」としている。一方で、本件委託契約では、委託業者とグループ企業関係にある2社へ再委託契約を行っている。随意契約の審査会において再委託の必要性についても諮っているとのことであるが、業者選定理由として、委託業者（富士通Japan（株））以外にないと説明しながら再委託に付すことは、外観上は業者選定理由で謳う唯一性と矛盾しているとも見られかねず、少なくとも、グループ企業間の分業を前提とした再委託であり、随意契約に矛盾しない旨及びグループ企業間での再委託の合理性を事前の諮問における検証記録として明示するべきである（例えグループ企業間での分業を前提とした再委託であっても、そのことをもって再委託が当然に認められるものではなく、委託業者による再委託先の適切な管理監督責任の履行が求められる）。

以上より、本件のように企業グループを構成する契約当事者間においても、一括再委託に該当しない点は慎重に審査し、業者選定理由書等に付記することで客観視させることが望ましい。なお、昨今ではグループ企業間での分業（事業再編）が進み、営業や役務提供を明確に分離しているケース等が見受けられ、委託業者による適切な指揮監督及び検査等を

（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）

措置済み

令和5年度から、グループ企業間での分業により再委託が必要なことが判明している場合には、随意契約時の業者選定理由書に記載し、より慎重な審査を実施している。

また、令和5年7月には、グループ企業間での分業に係る再委託等について、一括再委託に該当しないケースを明示した事務取扱要領を定めた。

<p>前提に、一括再委託に当たらないケースとして例示したガイドラインを策定している自治体もあり、当該形態に応じた再委託の可否判定を行い得る事務取扱要領等の策定も併せて検討が必要と思われる。</p> <p>【意見】 委託先の選定過程について</p> <p>当事業のうち、「山口データアカデミー」実施に係る企画・運営等業務の委託先として、本県のCIO補佐官が代表理事を務める法人が選定されている（上記（6）－1参照）。CIO補佐官は、CIO（最高情報責任者）である知事に対して専門的知見から提案や助言等を行う者であり、非常勤特別職として令和3年4月より登用されている。そして、官民が一体となって改革を行う「やまぐちデジタル改革」を進めるにあたり重要な役割を担っており、CIO補佐官登用前からも上記の代表理事者より助言を受けている。</p> <p>委託先の選定は公募型プロポーザル方式によって行われ、全応募者2者のうち1者が辞退したことから、本件委託先である法人のみ審査が行われた。審査委員会は、財団の理事長・専務理事・事務局長及び、県のデジタル推進局長・課長の5名で構成され、審査の結果「提案内容に支障は認められなかったため」として、同法人を最優秀提案者に決定し、委託業者として選定している。本件については、受託者は非営利団体であり、総務省と連携して地方公共団体のためのデータ利活用ハンドブックの作成や、他自治体におけるデータアカデミーの開催実績がある団体であり、委託先として問題はなく、デジタル分野という新たな行政の取り組みに関して、民間の知見を活用することで、より効率かつ効果的な行政サービスの提供に資することは十分に期待される。しかしながら、一方では、いわゆる利害関係を有すると見られかねない者（当該者が代表を務める法人）との契約手続きについては、特別な配慮等があったとの疑念を外部から持たれることがないように、より細心の注意を払うことが求められ、委託先の選定過程が客観的かつ合理的に説明可能となるよう文書等で残されるべきである。</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>意見を踏まえ、今回のように委託先及びその選定手続きに問題がない場合においても、特別な配慮等があったとの疑念を外部から持たれることがないように細心の注意を払い、選定過程が客観的かつ合理的に説明可能となるよう文書等で残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1-8. AI人材育成プログラム推進事業</p> <p style="text-align: center;">(一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【意見】 委託業務の作業工数確認について</p> <p>本委託事業のうちハンズオン勉強会及びコンペティション企画立案の予定価格は、時間単価×作業工数により決定されている。検査では、ハンズオン勉強会の実施状況及びコンペティション企画立案の成果物の確認は行われていたが、実際に委託先で発生した作業工数についての検証はなされていない</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課）</p> <p>意見を踏まえ、業務報告の確認の際には、工数の実績を把握し、委託金額の適切性を検証することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>かった。予定価格を算出した際に、委託先が提出した見積書に記載された工数を大幅に下回ってれば、委託金額は過大であり、大幅に上回ってれば、委託先で発生する費用を下回る可能性がある（委託金額が過少）。</p> <p>委託先ではプロジェクトごとに時間管理をしており、作業工数を把握していると思われるため、業務報告書と併せて、例えば、作業員の業務日誌（タイムレポート）などの実績工数が分かるものについても提出を求め、予定価格算出時の見積工数と実績工数との差を把握し、工数に乖離があれば、委託先に状況確認等を行い、工数差の発生原因を明確にして委託金額の適切性を検証する必要がある。</p>		
<p>【意見】 委託の効果測定指標について</p> <p>オンライン型のAI学習講座の効果測定の際、「AI基礎知識習得人数」及び「Python習得人数」を利用して評価している。当事業でのAI学習講座は、e-learning形式で50講座の中から受講者が各自のレベルに合わせて受講する講座・順序を自由に選ぶことができる。そのため、受講開始時に中級以上のレベルにある受講者は、基礎講座は受講せずに中級レベルの講座からスタートする可能性がある。また、「AI基礎知識習得人数」はリテラシーコース4講座修了者の数、「Python習得人数」はPython関連の2講座を修了した者の数であるが、習得人数にカウントする講座数に達せずとも次のレベルに進んだ受講生がいる可能性もある。</p> <p>e-learningによりデータサイエンスに関する基礎知識のレベルアップを図るといふ所期の目的が達成されたか否かは、受講開始から終了までの間にどの程度レベルアップしたかにより測定されると考えられることから、受講開始時及び終了時の受講生のレベルを測定し、レベルアップの幅を確認できるような仕組みを設け、効果を測定する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>以前は試行中であったレベルアップの幅が測定できるスキルテストについて、令和4年度から本格導入した。</p>	措置済み
<p>【意見】 AI学習講座の受講者拡充について</p> <p>オンライン型のAI学習講座において、受講申込をしたものの1講座も終了していない受講生が85名に至った(347名中、262名が受講)。当該学習講座は、「デジテック for YAMAGUCHI」の会員を対象に無料で提供しているサービスである。そして、当該学習講座の受講を主として申し込むものではなく、デジテック会員になると申込可能となる付随的なものであり、必ずしも全ての会員が受講を完了するとは限らず、上記のように未受講の者が一定数存在することになることである。受講を強制する性質ではない以上、未受講者が発生することは現実的にやむを得ないが、一方で、受講内容としてはIT部門の仕事に従事することができる水準の学習講座であり、受講者が増えることでそのようなITスキル</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>大学・高専生への説明やSNS等による周知・利活用促進を図るとともに、よりAI開発スキル習得の魅力向上や興味喚起を図るため、令和4年度からはAI開発コンペティションの実施、令和5年度からはチャットGPTをテーマにした講座の開設など、受講者拡充施策を展開した。</p>	措置済み

<p>を持つ人材が増えることが期待でき、デジタル人材の育成に寄与し得る。</p> <p>したがって、未受講者を減らす（受講率の上昇）方向の施策も重要ではあるが、まずは、上記 347 名に該当する、AI 学習講座（AIQuest）の申込者数（母数）を拡充し、受講者の裾野が広がる施策の展開が望まれる。</p> <p>【意見】 人材育成と県内課題解決との関係について</p> <p>当事業により育成したAI人材が県内課題の解決に貢献することが理想ではあるものの、今後活躍するAI人材の育成を主眼に置いた事業であるため、成果が短期的に県内の課題解決に直結するものではない。また、優れたAIをプログラムするには様々な経験を積む必要があり、山口県内にとどまることなく多様な場面で技術の習得に努めることが効果的で、受講者に対して県内在住・県内就業の条件を付することは現実的ではないと考える。しかし一方では、受講に関する条件が全くなければ、単なる学習機会の提供となり民間事業者が実施するAI学習講座と差異はなく、財団の事業として意義が乏しいのも事実である。</p> <p>したがって、当事業修了者のネットワークの構築や、受講者同士又は、修了者同士が交流する機会の提供など、山口県のために貢献したいと思ったときにすぐコンタクトをとれるような環境づくりが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>ハンズオン研修を現地開催とすることで受講者同士の交流機会を提供するとともに、全受講者が入会するデジタルコミュニティ「デジテック for YAMAGUCHI」における交流促進を図るため、チャットツール (Slack) を導入するなど、受講生同士の交流促進やネットワーク構築を進めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1-9. DXリーダー育成事業</p> <p style="text-align: center;">(一財) 山口県デジタル技術振興財団</p> <p>【意見】 全市町へのDXリーダー配置について</p> <p>全市町へDXリーダーを配置するためには、全市町から受講生が参加する必要があるが、本事業では、ハンズオン研修として各受講者の実際の業務において行政サービスを改善するためのローコードツールを活用したアプリケーション開発を行うことから、研修期間が約半年と長期にわたるため、受講者の属する組織の業務分担や人員数等、各市町の事情により受講生の派遣が困難な市町もある。少人数で業務に当たらなければならない組織ほどローコードツール活用の有効性が高いともいえるため、細切れの時間でも受講可能なプログラムや、WEB受講でも効果のあるプログラムの提供等、研修メニューの工夫により参加しやすい環境を作る必要がある。</p> <p>また、今年度の研修では、各市町1名の参加を前提に全体の受講者数を決定しているが、複数名参加する自治体もあれば、先述の事情により参加者がゼロの市町もあった。</p> <p>以上より、市町によりDXに取り組む内容やスピード、D</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>受講者の反応を踏まえながら、オンラインでも受講可能なプログラムへの変更や研修レベルの調整などを行っていたところであるが、意見を踏まえ、令和5年度からは、さらに受講しやすい環境にするため、長期間の研修ではなく、短期間のプログラムとして実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>Xへの理解度も様々であると考えられるが、県民があまねくDXの恩恵を受けるためにも、取り残される市町がないように、改めて各市町の実態を踏まえて、受講促進及び、市町の行政実務への活用を期待する。</p> <p>【意見】 研修成果活用状況の把握について</p> <p>本事業の目的に「研修受講者は、自団体でのDXの取組を促進する」とある。令和3年度の研修は3月に終了するスケジュールのため、研修受講者は受講の翌年度以降に研修成果を自団体での業務に活用することとなる。令和3年度は事業初年度のため、研修終了後の取組に関するフォローについては事業対象ではなかったが、研修終了から約半年となる本件包括外部監査の実施時点においては、ローコードツールを導入するには、ツールを作成するアプリのライセンス取得やデータ保管のためのサーバー整備が必要となるものの、市町単独では予算化が困難であること、研修受講者が他部署へ異動してしまい研修成果を活かす機会を失ってしまうこと等を担当者が課題として把握していた。</p> <p>本事業は、ローコードツールに関する知識を得るための研修ではなく、ローコードツールを活用した行政サービスの効率化を行うためのリーダー育成事業であり、県内の行政分野へのローコードツール導入の前段階という位置づけである。そのため研修受講後のDXの取り組みに対するフォローがより重要であり、フォローなくして本事業の目的が達成されることは難しいと考えられる。受講生が研修終了後、所属する団体においてローコードツール導入をどのように進めているのか、進んでいない場合には、導入促進の障壁となるものは何かについて、引き続き、積極的に各団体から情報を収集して分析し、認識した課題を解決するための方策、当財団として可能な支援策について検討し、ローコードツール導入に向けたDXリーダー育成の次段階の事業として、早期に取り組むことが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局 デジタル政策課)</p> <p>市町からの要望を踏まえ、より研修が受講しやすいよう、研修期間の短期化やオンライン対応、利用可能なツールの紹介などを行った。</p> <p>また、受講生本人だけではなく組織として受講効果の発現を促すため、県及び県内市町で構成する「山口県デジタル・ガバメント構築連携会議」において、ローコードツールの有効性や利用促進を投げかけた。</p> <p>令和4年10月からは、Y-BASEにローコードツールのデモ展示を導入し、利活用シーンのイメージ醸成を図るとともに、Y-BASEと連携した導入・学習支援を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1-10. 若者層の育成</p> <p>【指摘事項】 再委託の承認審査について</p> <p>本事業において、令和3年6月26日に委託事業者から提出された再委託の承諾申請書によれば再委託業務の内容として以下のように示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2 再委託する業務</p> <p>① アプリ開発等に向けた技術的支援</p> <p>② 講師、メンター等の確保</p> </div> <p>そして、委託業者と再委託業者との業務委託契約書(再委託契約書)を確認すると、甲(委託業者)が再委託業者に委</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課)</p> <p>「やまぐち未来維新塾DX事業」は令和4年度に既に廃止済であるが、今後、業務委託における再委託の承認審査については、「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について(通知)」に基づきその適否を検討した記録を残すように、改めて課内に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

託した業務内容は、「第2章 委任等」において委任業務が以下のように列挙されている。

- (1) 本件研修 DAY1 講演にむけた事前準備・当日運営
- (2) 本件研修 DAY2-3 ハッカソンにむけた事前準備
・当日運営
- (3) 本件研修 DAY3 最終発表・講評にむけた事前準備
・当日運営
- (4) 本件研修 DAY2-3 で稼働するメンター10名の
手配・育成・管理
- (5) 本件研修 DAY2-3 実施に伴う甲が手配する人員の
宿泊・交通手配
- (6) 本件研修 DAY2-3 実施に伴う参加者が使用する機材
手配
- (7) 本件研修広報募集にむけた説明会の実施
- (8) 本件研修のための甲、関係者、山口県の打ち合わせ
- (9) 本件研修実施後の報告書作成
- (10) 本件研修実施後の2021年3月31日までの参加者へ
の事後フォロー
- (11) 本件研修がオンライン開催になった場合の対応
- (12) 前各号に付随・関連する業務

この再委託業務の内容は、本件研修のほぼ全ての内容であり、さらには甲の宿泊、交通手配、山口県との打ち合わせ、報告書作成に至るまで業務内容のほぼ全てが再委託されているように見受けられ、委託業者による再委託先の管理監督責任の履行も客観視できない。

再委託金額は4,400千円であり、当初委託金額に対する割合は44.4%だが、再委託業務内容の外観的には、ほぼ一括再委託と見られかねず、通知（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」）で規定される一括再委託の禁止への抵触の有無を慎重に審査し、その過程が示されなければならない。また、上記のようにほぼ全ての業務を実施する再委託金額は4,400千円であるにも関わらず、当初委託金額が9,900千円である点で経済的合理性にも疑問が残る。この点でも検証過程が客観的な記録として明示され、説明責任が果たされなければならない。

【指摘事項】 検査調書について

本業務委託仕様書3（2）研修業務において要求されている項目について、以下の規定が示されている。

- ⑩ 研修会終了後、希望する参加者に対し、アイデアソン及びハッカソンの成果物を基に、社会実装できるアプリとして開発していくための相談対応や技術的支援の実施など、アフターフォローにかかる計画を提案すること。

当該規定より、研修終了後も受講者からの質問対応を行う

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

措置済み

「やまぐち未来維新塾DX事業」は令和4年度に既に廃止済であるが、今後、委託業務完了届については業務終了日をもって提出することとし、それに対する検査を行うことを、改めて課内に周知徹底を図った。

必要があり、その実施期間は令和3年12月31日までとすることとしている（事前の書面質問に対する回答より）。

検査調書は委託業務完了届を受けて実施されるが、委託先から提出された委託業務完了届における完了年月日は令和3年12月17日となっており、それを受けた検査調書における完了年月日も令和3年12月17日となっている。つまり、予定する業務実施期間が終わらないうちに委託業務完了届が提出され、検査調書が作成されていることになる。

また、アフターフォローの状況について、どのような内容か、またその対応はどのようなものか、アフターフォローの有無等につき、実績報告書上には記載がない。この点、担当者によれば、一切アフターフォローの質問等はなかったとのことではあるが、それでもやはり、業務終了日（本来の業務期間満了日）をもって、委託業務完了届が出され、それに対する検査を行うべきであった。

【指摘事項】 成果品について

本業務委託仕様書6成果品において要求されている項目について、以下の規定が示されている。

6 成果品

- (1) 取組等実施当日の記録写真、音声データ及び映像データ
- (2) 記録報告書（広報物、記録写真及び講義録、アンケート集計等で構成）2冊
- (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ一式

しかしながら、上記規定にも関わらず、成果品として受け取った講義録はなく、また冊子でも受け取っていない。また、映像データ等も求めているが、そのデータはホームページ上にあるだけで、CD等の媒体で入手はしていない。

今回の研修で作成したアプリもデータで渡していることになっているが、そのデータそのものを県のパソコンではアクセス制限により実際にそのデータの存在を確認できていない。担当者は現場でアプリの作成を確認しているとのことだが、データとして実際に成果物を受領した確認ができていない点は不十分である。

したがって、仕様書に則った成果品を現に受領すべきであり、成果品の現物を検査担当者が確認すべきである。

【意見】 目指すべき将来像について

本事業において、目指すべき将来像として、「デジタル人材の育成について、県内高校・大学生等の意識向上を図るとともに、連携して取組を進める企業の開拓」とある。この点、参加者のDXに対する認識や意識の醸成という面では一定程度の向上があると思われるが、実施後の対応を見ると事後的な対応の欠如が否めない。また、連携して取組を進める

（主務課・室 総合企画部政策企画課）

措置済み

「やまぐち未来維新塾DX事業」は令和4年度に既に廃止済であるが、今後、仕様書に則った成果品は、現物をデータの再現性も含めて検査担当者が確認し、仕様書を満たした成果品として受領できるよう改めて課内に周知徹底を図った。

（主務課・室 総合企画部政策企画課）

措置済み

「やまぐち未来維新塾DX事業」は令和4年度に既に廃止済であるが、今後、他部署との横の連携を深めて、県全体として事業の有効性が図られるよう、改めて課内に周知徹底を図った。

<p>企業については、実績はなく、ある程度の目途も立っていない状況である。</p> <p>研修受講生（学生等）のDXに対する意識は向上していると思われるが、それを今後どのように県内企業へ波及させていくか、どのような連携を図ることが可能なのか、より深く検討して、本事業の有効性を高めるべきである。また、同様の事業は庁内の他部署も行っていたことが判明し、令和4年度は本事業を行っていないとのことである。他部署との横の連携も深めて県全体として事業の有効性が図られることを期待する。</p> <p>3. デジタル・ガバメント構築推進事業</p> <p>【指摘事項】 長期継続契約に係る契約書作成について</p> <p>上記（6）－2ネットワーク強靱化環境構築業務の見積書明細書の中に、「製品支援対応チケット 60 チケット 2022年4月～2027年3月 13,200,000円」とあった。これは、本件業務の中に、ライセンス有効期間である今後5年間の運用サポート費用と見受けられる内容が含まれており、契約年度に一括で支払ったものである。</p> <p>ここで、本県では、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（以下、「条例」という）及び、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の留意事項等の一部改正について（通知）（以下、「通知」という）を定め、いわゆる単年度主義の特例として複数年契約の締結を容認している。そして、通知の「5 契約書作成関係」において、以下のとおり留意事項を示している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 契約金額は年額又は月額（単価契約については単価）を記載すること。</p> <p>(2) 契約期間は全契約期間を記載すること。</p> <p>(3) 長期継続契約の性質上、条例第1号適用の契約については必ず予算の都合による解除条項を記載すること。</p> </div> <p>当該規定を踏まえ、本件が長期継続契約に当たるとするならば、本件の委託契約書には、サポート費用に係る上記（1）から（3）のいずれも記載はなく、さらに、競争入札等審査会でも契約方法が審査過程の俎上に上がっているにも関わらず疑義が付された形跡もない。また、見積の通知時において、相手方に（3）の解除条項を付す旨を周知しておくことも規定しているが周知過程が確認できない。</p> <p>通知の別紙冒頭部分に記載があるとおおり、単年度主義の特例である、複数年契約の締結は、契約期間中の予算が当然に保証されるものではない。したがって、上記通知の取扱いを遵守し、条例に則した事務手続きとなるべく契約関係を改めるべきである。</p>	<p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課）</p> <p>本事業は令和3年度に終了しているが、指摘事項を踏まえ、類似事業において契約事務手続きを適正に行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------

<p>【指摘事項】 長期継続契約に係る一括支払いについて</p> <p>上記のとおり、本件サポート費用は条例及び通知に基づく限りにおいて、5年間の長期継続契約とすること自体は可能である。しかしながら、あくまでも、翌年度以降にわたり契約締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすと判断されることから容認しているものであり、長期継続契約に基づく支出負担行為は、翌年度以降に帰属する支払いの執行までを容認しているものではない（通知「6 経費支出伺関係」参照）。</p> <p>以上より、役務提供を受ける年度ごとに適正な支出事務を行わなければならない。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課)</p> <p>本事業は令和3年度に終了しているが、指摘事項を踏まえ、類似事業において契約事務手続きを適正に行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4. 県・市町RPA等共同利用推進事業</p> <p>【意見】 再委託業務の範囲について</p> <p>本件の委託事業は、RPAツール等の調達とそれらの導入支援業務に大別でき、このうち導入支援業務では再委託が行われており、その割合は委託金額の71.0%を占めている。委託先の選定はプロポーザル方式によっており、導入支援業務を再委託することは提案時点で判明している。そのため、再委託の承認においても、「業務の履行上支障はない」ものと判断したうえで承認されている。</p> <p>一方で、再委託も含めた提案を評価したうえで業者を選定しているとはいえ、再委託比率が7割超ともなれば委託業務の主要部分が再委託に付されていると見られかねない。そして、委託先が行う主たる業務はRPAツール等の調達であり、ライセンス契約である。新システムの導入を進めるにあたり、ベンダーを効果的に選択利用することが効率的な側面はあると思われるが、ライセンス契約を主とする委託先が、導入支援業務の管理監督を行うことの意義と実効性についてはやや疑問が残る。さらに、県は、委託先が行う再委託先の管理状況を把握しておらず、委託業者の指揮監督権がどこまで発揮されたか等は不明瞭である。</p> <p>以上より、外見上で業務の大部分、又は主要な部分が再委託に付される場合には、その承認に際しては、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検証し、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行（経済合理性）について、その検証過程や検証結果を客観的に示すことが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課)</p> <p>従前から、再委託の承認に際しては、再委託の必要性を慎重に検証した上で承認しているところであるが、検証課程や結果を客観的に示すことができるよう、検証状況を書面にて残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5. RPA等活用推進事業</p> <p>【意見】 概算見積書の評価について</p> <p>当事業は継続事業の2年目であり、前年度においてプロポ</p>	<p>(主務課・室 総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課)</p>	<p>措置済み</p>

<p>ーザル方式によって決定した委託先と委託契約を締結している（締結時期は前年度末）。委託業務はRPAツール等の調達及びそれらの活用支援業務に大別できる。支援業務については再委託が行われており、支援業務の実行メンバーは、前述の4. 県・市町RPA等共同利用推進事業（以下、共同利用推進事業とする）とほぼ同一である。この支援業務についても、概ね同一の業務が行われているが、見積書の単価は、当事業の後に契約された共同利用推進事業の方が1,500円（税抜）低く設定されていた。</p> <p>単価設定は企業判断によるものであり、契約のタイミングも相違するとはいえ、ほぼ同一の業務を同一人物が対応するのに単価が1,500円も相違する点には経済合理性の点で違和感がある。また、初年度に選定された業者の主張どおりの金額で継続事業の委託契約を締結することは、同様に経済性・効率性の観点で問題が生じる可能性がある（予算額の範囲内であることをもって、経済性・効率性が担保されるわけではない）。</p> <p>以上より、概算見積書については、その内訳を適切に検証し、検証結果を示したうえで予定価格の算定基礎として利用すべきである。</p> <p>【意見】 事業の評価について</p> <p>当事業の目指すべき将来像は「職員のワークライフバランスの充実や県民サービスの質の向上を実現するため、ICTを活用した働き方改革を推進する」であり、事業目的は「ICTを活用した業務の効率化・生産性の向上」にある。このような事業の評価として、RPA等の導入により削減できた業務時間を集計しているが、県職員の時間外労働時間の推移については評価していない。また、県民サービスの質の向上について問うも、その内容について具体的な回答は得られなかった。</p> <p>事業の費用対効果の測定という意味で、デジタル化による業務時間数の削減効果を評価することは確かに重要である。しかしながら、対象業務の時間数が削減されることは自明であるのに対し、それが目指すべき将来像の実現に対してどのような影響を与えているのかについても評価しなければ本当のゴールまでの距離や距離を縮めるための施策が曖昧となりかねない。そもそも目指すべき将来像について、具体化されたうえで共有されていなければ、評価自体困難である。ともすれば抽象的になり易い将来目標ではあるが、単なるデジタルツールの導入に留まることなく、県民が享受するサービス向上の観点でより一層納得が得られる事業成果を生み出せるような評価の視点を持たれることを期待する。</p>	<p>概算見積書について、類似事業の見積単価も参考にしながら検証・評価し、予定価格の算定基礎として利用することとした。</p> <p>（主務課・室 総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課）</p> <p>本事業は、定型業務を自動化し、業務を効率化することによって、限られた人的資源の中で本来望まれる行政サービスを提供し続けていくための有力なツールであり、今後は、県民からの申請に対する処理期間の確認を行うなど、行政サービスのさらなる向上の観点も含め、適切な事業評価を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>6. テレワーク移住支援事業</p> <p>【意見】 補助金の効果測定指標について</p> <p>本補助金の効果測定指標として、県はテレワーク移住世帯数を掲げているが、その数値根拠は、第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIである『転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数』を基にした単年度目標値(2,500人)の約1%である。しかしながら、当該1%という数値自体は、本県の環境を踏まえた積極的かつ具体的な根拠とは言い難い。また、上記(6)の補助金の効果測定欄では、12ヶ月換算で6割を超える達成率となっていることをもって「まずまずの結果である」とのことであったが、現状の効果測定では、何が足りなかったのか、目標値を達成するためには今後どのような施策を展開すべきなのか等の具体的なアクションプランへの反映が難しいと言える。</p> <p>以上より、コロナ禍を契機として広く行われるようになったテレワークであるが、本県への移住・定住の促進に寄与する補助事業となるように、明確な根拠に基づく指標を設定し、当該指標に対する実績の把握、さらには目標未達におけるアクションプランを具体的に策定する、いわゆるPDCAサイクルが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)</p> <p>意見を踏まえ、令和5年度から、本補助金の効果測定指標を「テレワーク移住者数」に改め、現状値をもとに目標値を設定を行った。今後は、当該数値の実績把握をした上で、必要な事業の見直し等を図りながら、本県への移住・定住の促進につなげてまいりたい。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7. ぶちエコやまぐちCO2削減加速化事業</p> <p>【意見】 ぶちエコアプリの今後の活用について</p> <p>ぶちエコアプリは、令和4年1月4日から配信されている。令和4年3月31日のユーザー(人数)は1,567人、令和4年8月31日時点で1,908人、ポイントを貯めての抽選者数は累計1,628人であるものの、抽選回数は令和4年1月からほぼ一貫して減少している。これは、取得ポイント数に比して、抽選可能ポイントである200ポイントが多いため、ポイントを貯めることが難しいことも一つの要因と考えられるが、抽選者数の推移からすると、いわゆるアクティブユーザーが減少しているのではないかと推察される。</p> <p>今後については、若年層の意識と行動を変容させることもアプリの目的であるため、例えば、県内大学との連携(大学の生協等の売店でポイントを利用可能とする等)、環境政策課内のイベントに限らず、他の部局のイベント等と共同することによるエコスポットの作成、また、可能であれば県の他のアプリやポイントの相互乗り入れ等の検討を行うことで、アプリの知名度を高め、アプリの利用者とアクティブユーザーを増やすような仕掛けに取り組んでいただきたい。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部環境政策課)</p> <p>若年層を中心とした県民への普及啓発の一環として、令和5年7月、商業施設(ゆめシティ)において「2050 ゼロカーボン・チャレンジキックオフセレモニー」を開催し、ぶちエコアプリ等について、広く周知を図った。</p> <p>また、令和5年度から、県内バス会社と連携し、県内の路線バスを「ぶちエコスポット」に登録したところであり、今後も、他部局のみならず、市町・民間事業者を含めた団体との連携を検討している。</p> <p>引き続き、こうした取組を通じて、アプリ利用者及びアクティブユーザーの増加に努める。</p>	<p>措置済み</p>

<p>9. 介護事業所 I C T 導入推進事業</p> <p>【指摘事項】 補助金額の確定について①</p> <p>本補助金の対象経費は、山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第 3 条 2 項において、以下のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) タブレット端末・スマートフォン・インカム等のハードウェア（I C T 技術を活用した生産性向上に効果のあるハードウェアに限る。パソコン・プリンターは対象外）の購入・設置にかかる経費</p> </div> <p>補助対象事業者から提出される事業実績報告書の経費所要額精算調書を確認したところ、液晶ワイドディスプレイが補助対象経費に含まれていた。結果的には補助金額に影響はなかったものの、補助金額の確定検査時に補助対象経費から除くべきであった。</p> <p>したがって、額の確定検査における補助対象経費の適否については、十分なチェックや上長承認を要し、事務手続きの不備がないよう改善を求める。</p> <p>【指摘事項】 補助金額の確定について②</p> <p>本補助金の対象経費は、先述の【指摘事項】 ①に記載したとおりの規定である。そして、補助対象事業者から提出される事業実績報告書の経費所要額精算調書を確認したところ、ノートパソコンが補助対象経費に含まれていた。これはタブレット端末よりも実際の業務としてノートパソコンの方が使い勝手が良いため、事前に確認を得てノートパソコンを経費に含めることを認めたものである。しかしながら、ノートパソコンを補助対象経費に含めることを認めた経緯等の記録は残されていない。補助金額の確定時に、補助金チェックシート等を活用して経緯を記載する等、客観的な文書として残しておくべきである。また、たとえ事前確認を経たとしても、公開される交付要綱だけを見れば、ノートパソコン自体の費用を補助対象経費とすることができる旨は認識できず、事前確認の有無で、結果的に事業者間の公平性が保たれていないこととなっている。</p> <p>したがって、公平性を確保し、極力、事業者側に推定の余地を与えることがないようにするためにも、交付要綱の記載方法を再度見直し、明確化を図るべきである。</p> <p>【指摘事項】 補助金額の確定について③</p> <p>交付要綱第 7 条（交付条件）において、以下のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) ハードウェア（タブレット端末等）の導入にあたっては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。</p> </div>	<p>（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）</p> <p>令和 5 年度より、長寿社会課独自に作成した補助金額の確定検査時に用いているチェックシートに「事業所で使うパソコンやプリンター、液晶ワイドディスプレイでないか。」というチェック項目を追加した上で、決裁時に複数人が確認するよう、事務手続を改善した。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）</p> <p>令和 5 年度より交付要綱に「ノートパソコンは介護現場に持参して扱い、タブレット端末よりも業務効率化が図れる場合に認める。」旨を記載し、補助対象経費を明確化した。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）</p> <p>令和 4 年度より、タブレット端末を購入した事業所に、端末台数分のソフトのインストール画面が写った写真を提出するよう、文書にて周知徹底を図るとともに、令和 5 年度からは、長寿社会課独自</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	--	-------------------------------------

この点、購入したタブレット端末の写真のみで、ソフトのインストールが十分に確認できないものがあった。

したがって、公平性の観点から、交付要綱に則った適正な補助金額の確定のために、より一層深度ある審査を行うべきである。

【意見】 補助金の効果測定指標について

本事業の効果測定指標の目標値及び実績値については、以下の2点が掲げられているが、これらの指標は活動の結果であり、いわゆるアウトプット指標に止まっている。

- | |
|-----------------------------|
| ① 介護事業所 I C T 導入セミナー参加者数 |
| ② 介護事業所 I C T 導入推進事業補助金交付件数 |

効果測定指標としては、本事業の目的及び目指すべき将来像にあるように、「 I C T 導入により、業務の効率化及び介護の質の向上を図り、もってケアの質を確保しながら必要なサービスの提供を行い、介護分野の生産性向上を図ること」を目的とした指標を選定すべきである。例えば、業務効率化前には事務作業にかかっていた時間を、業務効率化後にケアの提供時間や相談時間に充てることができ、介護の質が向上した割合や、業務効率化に伴う職員負担軽減による離職率の低下等の指標を選定すべきと考えられる。

したがって、アウトプット指標とするのではなく、アウトカム（成果）指標を選定し、効果測定に用いるべきである。

10. つながるやまぐち SNS 相談事業

【意見】 再委託業務の範囲について

県は、つながるやまぐち SNS 相談事業について、「令和3年度つながるやまぐち SNS 相談業務」として（福）防府海北園に 11,937,000 円で委託している。そして、（福）防府海北園は当該業務の一部を 6,380,000 円で再委託している。

（単位：円）

品名及び仕様	金額（税込）
令和3年度つながるやまぐち SNS 相談業務（①）	11,937,000
再委託業務（システム構築・保守・広報）相当額（②）	6,380,000
再委託業務相当額の割合（②/①）	53.4%

上表のとおり再委託した業務は当該業務にかかる WEB サイトの構築や相談用の L I N E 環境整備等、（福）防府海北園が対応できないシステムに係る業務であるが、再委託料が 6,380,000 円 ÷ 11,937,000 円 = 53.4% であり 5 割を超えており、とすれば、委託業務の主要部分が再委託に付されていると見られかねず、経済性の観点で当初委託契約の合理性が不明瞭である（社会福祉法人自体は営利企業ではないものの、再委託に際して中間マージンを徴取する可能性は否定できない）。

に作成したチェックシートを修正し、上記の内容についてチェック項目に加えるよう、審査手を改善した。

（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）

本事業は令和3年度から令和5年度までの継続事業であるため、現状ではアウトプット指標のみを効果測定指標としているが、次期やまぐち高齢者プランでは、意見を踏まえ、効果測定に適した成果指標としたい。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 こども子育て応援局こども家庭課）

意見後直ちに、委託契約における再委託承認申請時の経済的合理性の確認等審査や承認手順について、「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（H23.10.3付平23会計第321号）」を課内で供覧し、周知徹底を図った。

措置済み

<p>そこで、例えば、契約締結前の段階又は、再委託承認申請の審査段階で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検討し、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきである。</p> <p>以上より、少なくとも外見上で業務の大部分、又は主要な範囲が再委託に付される場合には、委託料の経済合理性を一層明らかにする検証の補足が望まれる。</p> <p>【意見】 プロポーザル審査について</p> <p>本事業では、1事業者の提案に対して、6名の審査員による評価が行われた。各審査員の審査表を見ると、審査員によっては、20点の配点項目に対して5点（25%）としているケースがあった（その他の審査員の評点は13点～16点であった）。</p> <p>審査員によって評点が異なること自体は当然あり得ることだが、このように他の審査員に比べて著しく低い評点があるにも関わらず、特段の措置を要するでもなく形式的に集計されただけとなっている。</p> <p>以上より、例えば、審査項目ごとに最低ラインの点数を設け、その基準を下回った場合には審査員全員の協議を要する（協議による判断過程が記録として残される）など、一層実効性のある審査となることが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども子育て応援局こども家庭課）</p> <p>意見後直ちに、プロポーザル方式による契約において、各審査員の評点に大きく乖離があった場合には、審査員による協議を実施するとともに、その記録を残すことを課内に周知し、より実効性のある審査の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>11. デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業</p> <p>【意見】 補助金の効果測定指標について</p> <p>本事業では、補助金についての成果指標としてGoogle マイビジネス登録に係る支援件数を挙げており、目標 2,300 件（令和3年度末）に対して実績 2,300 件（令和3年度末）を達成したと評価している（達成率 100%）。しかしながら、そもそも本事業の目的は、観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングを支援することにより、国内外の観光客の県内周遊を促進し、最終的には観光客の県内周遊数の増加を図ることにある。ここで、確かにGoogle マイビジネス登録に係る支援を通して、県内登録施設件数が増加すると当該登録施設の認知度向上の機会が増加し、国内外の観光客の県内周遊数の増加に貢献する可能性が高まると考えられる。しかし同時に、どれだけ県内登録施設数を増加させたとしても、当該登録施設が閲覧されない、又は閲覧されたとしても魅力が伝わらずに観光客の県内周遊数の増加に貢献していない可能性も潜んでいる。そのように考えると、現状の成果指標が効果測定に最適な指標であるかは疑問が残る。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部インバウンド推進室）</p> <p>本事業は令和3年度で終了済であるが、今後の事業の制度設計に関しては、意見の内容に留意し、事業の効果測定指標の設定を行うこととしたい。</p>	<p>措置済み</p>

<p>したがって、支援件数自体は否定しないが、それはあくまでも活動結果によるアウトプット指標であり、成果指標（アウトカム指標）としては、例えば上述したように、登録施設の閲覧（検索）件数等も併せて評価指標として活用するべきである。</p> <p>【意見】 非公募の補助金交付先の選定について</p> <p>本補助金の交付先選定において、非公募で（一社）山口県観光連盟（以下、「連盟」という）に交付している。当該交付先の選定理由について担当者へ質問したところ、以下のような担当者自身の備忘記録（参考資料であり審査資料ではない）の提示を受けた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 本県全域を対象とする唯一の地域連携DMOとして、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役を担っていること。</p> <p>② 長年にわたる観光振興事業を通じて、当事業の効果的・効率的な遂行に必要なノウハウと、宿泊事業者をはじめ、事業のPR等に重要となる旅行業者や広告会社、報道機関などとの広範囲なネットワークを有していること。</p> <p>③ 複数の観光振興事業を同時進行で実施しており、当事業を併せて実施することで相乗効果が期待できること。</p> </div> <p>当該選定理由を踏まえて、監査の過程で得た心証では、結果として連盟が交付先に選定されたこと自体は問題ないと考えられる。しかしながら、補助金は、公益性や公平性が重視されなければならない、特に本件連盟等の固定された特定の団体に対する補助は、透明性の観点も含めて妥当性が検証され、県民への説明責任が十分に果たされなければならない。</p> <p>以上より、外見上は連盟ありきと見られることのないように、非公募として連盟を補助金交付先として選定するに至った検証過程は、担当者による見解で決まるものではなく、公式な審議等を経て適切に記録保存されるべきである。</p> <p>11-1. デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">（一社）山口県観光連盟</div> <p>【指摘事項】 再委託の承認手続きについて</p> <p>県では再委託の承認手続きについては「公共調達の適性化及びふるさと産業の振興について（通知）」にて規定されており、原則再委託の承認申請及び承認の審査を経て行われることとなっている。ただし、4.再委託の取扱い（建設工事に係るものを除く）の（5）当初から再委託を予定している場合の手続として、「競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部インバウンド推進室）</p> <p>本補助金は令和3年度で終了済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、令和5年度から、類似の補助金の交付において、交付先の選定理由を審査資料として付すこととした。</p> <p>（主務課・室 観光スポーツ文化部インバウンド推進室）</p> <p>令和4年度に、実施主体である（一社）山口県観光連盟に対し、県に準じた手続きを適切に行うように指導を行い、その結果、契約書及び契約締結同の様式が見直され、適切に手続きされていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	--	-------------------------

<p>業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結時に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続を省略することができるものとする。」との規定がある。ここで、本件委託業務においては、プロポーザル審査における企画提案書において、再委託を当初から予定していたことは判明しており、上記4（5）に則した手続きが必要と考えられる。しかしながら、契約書案や契約締結伺への記載及びそれらの決裁は行われていなかった。この点、上記の通知は県の取扱いであり、直接的に連盟の事務手続きを拘束するものではないかも知れないが、財政的援助団体である連盟についても県に準じた手続きが求められて然るべきである。</p> <p>以上より、当初委託契約の経済的合理性を検証するためにも、再委託については厳格な承認手続を経るべきである。</p>		
<p>12. 交通系ICカード整備促進事業</p> <p>【意見】 補助金交付後の路線バスのモニタリングについて</p> <p>本事業では、交通系ICカード機器が設置された路線バスが継続的に使用されているか、路線バスが売却され換価されていないか等について、事業実施後、県独自で継続したモニタリングが実施されていない。この点、事業者は毎年国土交通省に路線バスの所有台数を報告する義務があるため、台数の増減は国側で確認可能であるものの、例えば、売却したバスに本事業による機器が設置されたバスであったか否かまでは事業者側に報告義務はない。そのため、事業者が国の許可なく交通系ICカード機器が設置された路線バスを売却し、換価することは可能な環境に置かれていることになる。</p> <p>少子高齢化が進む県全体を見渡すと、路線バスは重要な交通インフラであるものの、利用者減少に伴う事業者の財政状態の悪化、さらに減便や廃線等を理由に所有する路線バスを売却することも将来的には十分想定される事象である。</p> <p>したがって、補助事業によるバスの稼働状況については事業者から県に定期的に報告される仕組みを整えておくべきと言える。また、県独自で当該取扱いの決定が困難であれば、補助事業を受けた路線バスを売却等処分した際の取扱いについて、事前に国や県及び、市町並びにバス事業者と協議を重ねて整理することも検討課題である。</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>意見を踏まえ、令和5年度から、導入後のバス車両の稼働状況について、県に対し年に1度報告をするよう各バス事業者に依頼した。また、売却等処分した際の取扱いについては、国の財産処分の規定を基本とし、事例に応じて、国、市町、交通事業者と協議を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 補助金の効果測定指標について</p> <p>本事業の目的が令和6年度までに県内全てのバス事業者（7社）に対して交通系ICカード機器整備を行うこととし</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>意見を踏まえ、令和5年度から、導入</p>	<p>措置済み</p>

<p>ていることから、効果測定についても、各年度で導入を予定した事業者が予定通りに機器導入されているか否かのみ（いわゆる、活動結果のアウトプット指標）となってしまうている。</p> <p>事業の背景には、キャッシュレス決済を通じて地域住民や訪日外国人旅行者の利便性向上やコロナ禍における非接触サービスの促進があるものの、その事業背景が意図する有効性の事後的な検証がなされていない。コロナ禍で訪日外国人旅行者は極めて限定的であるため、地域住民を本事業の受益者と考えた際に、地域住民の声がどのように変わってきたか、また、キャッシュレス決済を活用し業務効率の向上やマーケティングへの活用など事業の有効性について、事後的に振り返り、次の施策に活かされることを期待する。</p>	<p>後のバス車両の効果検証について、県に対し年に1度報告をするよう各バス事業者に依頼した。報告内容については、今後の本県観光交通施策の検討材料として活用を図る。</p>	
<p>13. 次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業</p> <p>【指摘事項】 仕様書の明確化について</p> <p>上記（6）－7では、山口県農林総合技術センター（以下、「センター」という）の休日管理業務を委託している。センターの定める休日は年間123日であり、仕様書においても以下のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 委託期間及び管理時間</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日</p> <p>※農林総合技術センター休日日数 123日</p> <p>8時30分から17時15分まで</p> </div> <p>一方で、本件委託業務の落札業者における落札金額（見積書）には、123日のセンター休日日数に加えて10日間の業者側の有給休暇日数が上乘せされている。この点、有給休暇の取扱いについては、仕様書で客観的な明示はなく、県が負担すべき範囲のものか否か疑問が残る（より一層経済性を図った契約の機会があった可能性がある）。また、その他の指名競争入札業者の見積書には同様の日数は含まれておらず、外観上は均衡を欠いている。</p> <p>以上より、委託料の経済性及び指名業者間の公平性の観点から、仕様書の明確化を図ることが必要である。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）</p> <p>指摘趣旨を踏まえ、令和5年度から、センター管理に関連する業務委託仕様書に有給休暇の取扱いを明記し、改善を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘事項】 単独随意契約における再委託の合理性について</p> <p>上記（6）－12では、単独随意契約によって委託業者を選定しており、その選定理由にも委託業者でなければならないとする、唯一の相手である旨が謳われている。一方で、「Evo. マスター」クラウドシステム開発業務のプログラム作成支援業務を再委託に付しており、そもそも単独随意契約が起点であるところ、契約書や契約締結同等に具体的な再委託の明示もなく、委託契約の業者選定理由に照らすと、契約手</p>	<p>（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）</p> <p>「次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業」は令和4年度に既に廃止済であるが、今後、業務委託における再委託の承認審査については、「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」に基づきその適否を検討する</p>	<p>措置済み</p>

続きの外観上は矛盾していると思われる。また、再委託に付した業務内容は本件仕様書のほぼ全てに相当し、委託業者が再委託先のプログラム作成業務をどのように実際の現場で管理監督していたかについて客観的には確認できず、また、再委託の承認審査資料からも明確に判断できないため、いわゆる丸投げに該当しないという説明としては不十分である。

以上より、再委託の承諾において、単独随意契約との整合性や、経済性の観点からも再委託に合理性があるとする客観的な検証結果が示されるべきである。

【指摘事項】 見積書の内容確認について

上記（6）－13 では、委託先からの見積書を入手して契約金額（予定価格）を決定している。しかしながら、以下のとおり（見積書から抜粋）、入手した見積書の内容からは一部金額の根拠が不明な点が存在した。

経費の内訳	金額（円）	備考
② 人件費	160,000	
・給与費		
・賃金		
学生謝金（1千円×100）	160,000	

学生謝金について、経費内訳を単純に計算すると金額は100,000円になるはずであり、人件費として計上した160,000円に至る積算が不明である。学生謝金以外に何か含まれていたのか、それとも学生謝金の内訳の記載誤りなのか、その事実関係は不明とのことであったが、委託契約金額に直結することからも、入念な確認作業は必要であったと考える。

以上より、入手した見積書に不明点が残ることがないように、遺漏なく内容を精査して適正な委託契約手続きを執行すべきである。

【意見】 通信型マルドリシステムの普及について

上記（6）－2における通信型マルドリシステムは、現在のところ周防大島のみかん農家2箇所にて実証実験中である。当該システムが市販化（受注生産）された場合には、想定される販売価額としてメインユニットが約4百万円～5百万円、サブユニットは1ユニット約50万円程度ではないかとのことであった。農家の視点では、投資価額としては相当の金額になると思われるが、一方で広大な農園（最低2haの農地に導入が前提）での作業効率の向上や、マルドリ（マルチドリップ）栽培による、みかん品質の向上（島ブランド）も大きく期待されている。ここで、センターによれば、当該システムの普及は農政局（国）の農地整備（ほ場整備）事業と一体的に推進していくことが望ましいと考えているが、荒地の所有者に農地整備の合意を得ることも容易ではなく、現実的

ことを徹底するとともに、単独随意契約との整合性や、経済的な合理性の観点からの審査過程が記録に残るよう改善を図った。

（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）

指摘を踏まえ、適正な委託契約手続きを執行するため、副担当者を設置し、内容のダブルチェックを行うこととし、入手した見積書の精査に係る体制の強化を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）

国の産地生産基盤パワーアップ事業等の活用を促しながら、本システムの普及を進め、農業経営の収益力向上及び新規就農者の増加に繋げて参りたい。

措置済み

<p>には県の想定どおりに進まない。</p> <p>以上より、単純に普及促進を図る環境にあるとは言えないが、当該システムの開発や本件改良業務において県の財源が投下されている点を踏まえると、設備投資に対する就農者の負担軽減を図る事業の併用等により、早期に実証実験から実装（市販）へ移行し、農業経営の収益力向上及び新規就農者の増加に繋がることを強く望む。</p> <p>【意見】 Evo. マスターの普及について</p> <p>上記（6）－12 における、Evo. マスターは現在のところ、県内農家 2 箇所へ設置（市販化）し、1 箇所は後述のとおり、実証実験中（防府市のトマト栽培農家）である。なお、導入コストは約 2 百万円（一式）程度を要するとのことである。当該システムも、イチゴやトマトの栽培において、熟練者の栽培データを参考にすることができ、栽培効率の向上も期待されている。上記の通信型マルドリシステムの普及について述べたとおり、当該システムも県が開発コストを負担している以上は、一定以上の普及があつて事業の成果となり得る。</p> <p>この点、実証実験の状況を現地視察した際に、当該トマト栽培農家へ設備導入に関する質問をしたところ、「それなりの投資額を要するため、ある程度の規模を有する農業経営体であることが望ましく、さらに市町の補助金等を活用して導入することが現実的ではないか」との見解であつた。実際に、当該農家では設備の実装を予定しており、その投資額は約 180 万円にのぼるが、防府市のDX関連補助事業での採択により、自己負担を可能な限り抑えることで財務的な負担を軽減できる見込みであつた。</p> <p>以上より、機能的には農家にとって導入意義のあるシステムであり、デジタル化を通じて農業振興に寄与するため、先述のマルドリシステム同様に、より幅広く、かつ早期に普及促進が図られるように費用面での支援策等が望まれる。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部農林水産政策課）</p> <p>令和 5 年度は県事業「農業 DX 加速化事業」において、県内各所で導入実証に取り組んでいる。</p> <p>本システムがより幅広く、かつ早期に普及促進が図られるよう、国の産地生産基盤パワーアップ事業等の活用を促しながら、引き続き、市町や関係機関等と連携した支援の拡大に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>14. やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業</p> <p>【意見】 ぶちうまアプリの出口戦略について</p> <p>当事業の主要施策の 1 つは、アプリを活用して県産品の販路拡大・消費増加を目指すことである。アプリではポイント制度を主要機能と位置づけており、県産品取扱店舗への来店及び県産品の購入に際し、ポイントを付与し一定数貯まると県産品購入時に値引きを受けることができる仕組みである。ポイントによる値引き額の補填は、補助金交付先で当事業の実施主体であるやまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下、「協議会」という）が行っているが、協議会における当</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、ぶちうま！アプリの今後の運営方針等について、協議会及びアプリ参加店舗との意見交換を継続していく。</p>	<p>改善途中</p>

アプリ運用に要する経費の2/3は県の補助金であることから、今後アプリ利用者が増加し、ポイント付与数が増加すると、協議会から参加店舗に対するポイント値引き額の補填金額は増加し、その結果、県からの補助金額も増加が見込まれる。

アプリについては、開発に要する経費は全額、運用に要する経費は2/3以内の補助率で補助金を交付することが本補助金の根拠となる流通対策等事業補助金交付要綱に規定されているが、補助金とは本来、公益上の必要がある場合に交付するものであり、受益者が偏ることなく公平でなければならない。当事業についても本来は協議会が自主財源で取り組むべきところ、県産品の販路拡大・消費増加という公益性の高い事業であり、事業の立ち上げ段階ではアプリ開発に多額の経費を要することから補助金による支援を行っている。令和4年度以降本格化するアプリの運用に関しては、補助金による支援期間が長期化することに伴う、補助金の既得権益化や協議会による自立した事業運営を妨げるようなことがあってはならない。担当者によると、アプリに表示する広告を募集してポイント値引き額補填の財源を確保する、アプリで実施するキャンペーンの景品をアプリ参加店舗からの提供品とするなど、協議会の自主財源により運用できる方策を検討しているとのことである。県からの補助金による支援をいつまで継続するのか、また自主財源への移行後の財源確保の方法等、当事業の今後の運営方針・スケジュールについて早期に計画を作成し、協議会とすり合わせをする必要がある。なお、目的達成以外で補助金による支援終了と同時に、アプリ運用も終了するようなことは決してあってはならない点を申し添える。

【意見】 ぶちうまアプリと県産品消費拡大の関係について

ぶちうまアプリのポイント制度は、県産品購入で10ポイント、取扱店来店で3ポイント付与され、500ポイント貯まると500円値引きとなる仕組みである。県産品購入で付与されるポイントについては、対象店舗で県産品が1点以上あれば購入金額にかかわらず10ポイント付与される。例えば、県産品1点のみ購入でも10点購入でも付与されるポイントは同じである。また、来店ポイントは県産品取扱店舗で1日1回、県産品の購入をしなくても3ポイント付与される。

本事業の目的は、県産品購入者数の増加、ひいては県産品の消費拡大である。県産品を購入していない人にポイントを付与し値引きの特典を与えても県産品の消費拡大にはつながらない。また、購入ポイントについても、購入金額とポイント付与数が連動しておらず、県産品購入の動機付けとしては強くない。仮にポイント制度により県産品の消費拡大を目指

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)

令和5年3月、アプリ参加店舗や、生産者団体等が参加して、データの効果的な収集・提供のあり方について協議する体制を整備した、アプリのポイント付与に係るデータに加え、アプリを通じて実施した消費者アンケートの結果を共有するなど、データの積極的な活用に努めている。

また、ポイント制度を活用した県産品の消費拡大の取組みとして、デジタルツールよりも適した手段がなかったかの検証については、不正利用防止や運用コスト、情報発信能力等を考慮すると、ポイ

措置済み

<p>すならば、県産品の消費拡大に寄与した人に多くのポイントが付与されるべきである。</p> <p>ここで、ポイント付与には参加店舗の協力が欠かせないが、各店舗のオペレーションに大きく影響するような作業を依頼することは難しい。購入金額のうち県産品のみの金額を集計することは店舗スタッフにとっては過度の負担となり得るが、この作業をデジタル化するには参加店舗のレジシステムとの連動も必要となり現実的ではない。専用のポイントカードを作成し、店頭では専用のスタンプを押すなど、アナログだがアプリ開発より少ない費用で実施できる方法もあったのではないかとも思える。アナログな方法であれば県産品の購入金額に応じてポイントを付与する等の柔軟な対応も可能である。ポイント制度を活用した県産品の消費拡大に果たしてデジタルツールが最適だったのか、その他により適した手段はなかったのか、事業開始時に各ツール導入に係る費用とその効果を比較し、最も適切な手段を選定できていたか検証し、今後、DX関連事業を実施する際の参考とされたい。</p> <p>ただし、今回はアプリを開発したことで様々なデータを取得することが可能となり、ここで得られるアプリ利用者の消費行動に関するデータ活用も重要である。来店する曜日や時間に関するデータから、県産品の出荷時期や店頭に並べるタイミング等に役立つ情報を生産者・販売者にフィードバックすることもできる。現状、取得可能なデータのうち一部については定期的にデータ分析を行い生産者・販売者へ情報提供しているが、今後はさらに活用可能な情報が収集できないか、アプリ開発業者と協議し、アプリ参加店舗・生産者の事業に資するようなデータの提供を行うことが望まれる。</p> <p>【意見】 ぶちうまアプリの効果測定指標について</p> <p>令和3年度はアプリ運用開始から間もないことから、アプリの利用者数（LINEの友達登録数）及びポイント付与回数を成果の指標として把握している。しかしながら、アプリの利用者数だけでは、その後LINEの友達登録を解除（ブロック）する場合も考えられ、登録後の利用状況（いわゆる、アクティブユーザー）について確認できる指標ではない。</p> <p>今後は、全県民に対するアプリ利用者の割合を確認可能な指標や、例えば、ポイント付与数の推移など利用状況を確認できる指標など、アプリを活用した当事業の有効性について判断するために適した指標を選定し、効果を測定する際の指標とされたい。</p> <p>【意見】 協議会における県の関与について</p> <p>当事業の補助金交付先である、協議会は、県内の消費者団体、外食・食品産業、流通・観光・物産、生産者・輸出支援</p>	<p>ントカード等のアナログな方法と比べ、オンラインで利用状況を一元管理が可能なデジタルツールを利用する方がより費用対効果が高く、適していたと判断している。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、各店舗のオペレーションへの影響やレジシステムとの連動の必要性等から、県産品購入金額に応じてポイントを付与することは現実的ではなく、本アプリでは県産農林水産物を積極的に取扱う店舗への来店誘導を行うことで、間接的に県産農林水産物の需要拡大を図ることを目的としてアプリを開発・運用している。</p> <p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>令和5年3月、ぶちうま！アプリの事業有効性の測定のため、補助金の実績報告事項に、アプリの利用者数に加え、ポイント取得者の増加割合等、実際の利用に密接した指標を取り入れた。</p> <p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、協議会事務局定例会議</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p>
---	---	-------------------------

<p>団体等 26 団体で構成された協議会であり、県産品の需要拡大の取り組みを推進する団体であり、事務局は山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、（一社）山口県木材協会及び山口県農林水産部の 4 団体に置かれている。</p> <p>協議会の事務処理については山口県農林水産部が窓口となっており、当該部署担当者が県業務と兼務している。県産品の販路拡大・消費増加の対策はあくまでも生産者・販売者の自発的な活動によるものでなければならず、県が協議会での事業運営の中心となり、また事務局業務についても大部分を担うことは、協議会に対する過剰な支援になりかねない。協議会に所属する各団体が、生産・販売・流通等各自の置かれた立場から意見を出し合い事業の方向性を決定し、施策を企画・立案することが重要であり、県も協議会の一構成員として他団体と対等の立場で意見を述べ、会務についても県に業務が偏在することのないように各団体で分担することが必要である。協議会を構成する全てのメンバーが当事者意識を持ち、一体となって県産品の消費拡大にまい進するような体制を構築すべく、県としての望ましい関与の在り方について検討されたい。</p>	<p>を活用し、業務情報や会務の執行に必要な情報の共有に努めている。</p>	
<p>14-1. やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業</p> <p style="text-align: center;"><u>やまぐちの農林水産物需要拡大協議会</u></p> <p>【意見】 非公募の補助金交付先の選定手続きについて</p> <p>上記（3）補助金は、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下、「協議会」という）が行う補助事業であり、協議会が作成した補助金交付要綱に基づき行われるものである。そして、補助金交付は非公募で行われたが、非公募の妥当性を検証した形跡がなかった。</p> <p>この点、交付要綱では明確な規定はないが、補助金は、公益性や公平性が重視されなければならない、特定の団体等に対する補助は、透明性の観点も含めて妥当性が検証され、県民への説明責任が十分に果たされなければならない（協議会の補助事業財源は県からの補助金である）。なお、実態として（株）アデリーは県下で山口県産カタログギフトの提供実績が既にあり、結果として当該業者のみを補助金交付先に選定したことに問題があったとまでは言えないが、それでもやはり補助事業の性質上は、公募を原則としつつ、やむを得ず非公募を採用する場合には、非公募として当該業者を補助金交付先として選定するに至った検証過程が公式な審議等を経て、適切に記録保存されるべきである。併せて、県の補助金が原資となっている以上、協議会に一任するのではなく、県による適正な補助金交付事務手続きの指導を期待する。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>令和 5 年 3 月、補助金事業を実施する際には、補助金公募方法の妥当性について十分検討し、その過程を記録保存するなど、補助金交付手続の透明性の確保を図るよう協議会に対して指導を行った。</p> <p>協議会では、監査結果を内部で共有し、令和 5 年度以降の補助金交付手続について、透明性が十分に確保されるよう県の指導を踏まえた対応をとることとした。</p>	<p>措置済み</p>

15. スマート農業実装加速化事業

【意見】収支報告書の税込記載について

山口県スマート農業導入加速協議会（以下、「協議会」という）の収支実績は下表のとおりである（収支報告書参照）。

【収入の部】	
(単位：円)	
品名及び仕様	金額（税込）
令和3年度スマート農業導入支援業務	11,223,029

【支出の部】	
(単位：円)	
品名及び仕様	金額（税込）
情報整理、発信 事業費（役務費）契約に係る県証紙	20,000
タブレットPCによる技術相談対応	1,943,260
スマート農業施設園芸セミナーの開催 事業費（使用料・需用費）	52,510
スマート農業施設園芸セミナーの開催 報償費	1,168,640
中核経営体等への導入支援 事業費 振込手数料	11,220
中核経営体等への導入支援 現地試用機械借上料	8,027,399
合計	11,223,029

ここで、令和3年度において、協議会はいわゆる免税事業者であり、消費税等の納税義務者ではない（申告義務はない）。一方で、収支実績（税込）の支出内訳の項目には「契約に係る県証紙」20,000円が含まれており、外観上、本来は非課税取引である県証紙の消費税等相当額も含めて県に委託料を請求していると見られかねない。仮に課税取引とした場合には、消費税等相当額は20,000円÷1.1×0.1=1,818円となり、当該金額が、いわゆる益税として協議会内部に留保されているかのようにミスリードさせる可能性がある。

したがって、実績の収支報告書を作成するに際しては、金額を税込記載すること自体に問題はないものの、非課税取引等についてはその旨を明確にし、疑念を持たれることのないように留意されたい。なお、受託者である協議会が免税事業者のため、本件の委託料の算定は問題ないが、仮に協議会が消費税の納税義務者であった場合、委託料の算定は、非課税取引や不課税取引に対する消費税等相当額（本件で言う県証紙20,000円に対する消費税相当額として10%の2,000円）を上乗せし、確定申告する点を補足的に申し添える。

16. やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業

【指摘事項】仕様書の記載について

当事業では、主として、（公財）やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という）への業務委託にて事業を実施している。業務委託の場合には、県が行うべき事業を外部の事業体を実施することになる。したがって、プロポーザル方式による業務委託契約を除いて、県が委託すべき業務内容の詳細は、原則として仕様書に記載されることになり、仕様書の記

（主務課・室 農林水産部農業振興課）
協議会が免税事業者であっても誤解を招かぬよう、事業の実績として収支報告書を作成するにあたっては、非課税取引の場合はこれを明確にするよう留意する。

措置済み

（主務課・室 農林水産部農業振興課）
令和5年度から仕様書において、コーディネーターやモデル実証推進員の配置数や就農相談会の場所及び回数など業務量・内容を明確にし、仕様書に基づく業務履行が可能な契約とした。

措置済み

<p>載内容に応じて、入札が行われ、随意契約の場合には見積書が提出され、契約に至ることとなる。</p> <p>当該委託業務の仕様書では、例えば、業務の内容に含まれている、経営承継円滑化推進活動中の「経営承継コーディネーターの設置」においては、コーディネーターは専任なのか、兼任で良いのかが不明である。また、想定される稼働日数等の記載がない。これらの記載がない仕様書に対して、公社からの見積書では人件費の積算がなされている。同様に、「承継希望者支援」においては、就農相談会への参画による承継希望者の意向把握等の記載があるが、就農相談会の場所や回数の記載がない。しかし、見積書では、東京、大阪、福岡、広島への旅費が計上されている。その他についても、どれだけの業務量（回数、日数）になるのかが仕様書からは読み取れない状況となっている。</p> <p>また、当該委託契約では、変更契約がなされており、当初契約額が 21,000 千円から 16,000 千円に減額されている。減額の契約変更伺いには金額変更の記載は項目ごとに記載はされているものの、項目の内訳が不明なため変更後の積算内容については不明であった。</p> <p>また、契約の減額変更がなされるということは、委託業務内容の縮小や一部取り止めが含まれるものと考えられるが、当初仕様書の業務内容の記載自体が大掴みであるからか、仕様書が変更されることなく契約変更がなされている。</p> <p>事業の実施主体は県であり、県の委託事業については、仕様内容を明確に規定したうえで業務の履行を求める必要がある。</p> <p>【意見】 作成公表したウェブサイトの活用及び情報の有用性について</p> <p>令和3年度においては、3部会について継承者向けに地区紹介、作業紹介等のコンテンツが制作されており、公社のウェブサイトで公表されている。これらのサイトのアクセス数について、質問したところ、把握できないという回答であった。また、閲覧者の感想等のフィードバックについては把握していないということであり、実績としては、問い合わせが1件もしくは2件あったとのことである（この点、後日に所管課より、就農相談や相談会等で就農希望相談者に継承情報とともに産地や就農等に関する情報を説明する際に活用するなどしており、ウェブサイトに対して「分かりやすい」・「イメージがわく」等の感想や意見を伺っている旨説明があった）。</p> <p>新規就農者や、承継を検討する者が参考にする情報が記載されるべきウェブページであり、また、これらの者に対する情報提供が新しい取り組みであることから、それ自体は有用</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>就農相談時における就農希望者やウェブサイト閲覧して問い合わせがあった継承希望者等に対する聞き取り調査を実施した。</p> <p>この結果を踏まえ、令和5年3月末にウェブサイトの変更を行い、山口県地図から継承・就農情報の閲覧が可能となったことに加え、各地域の継承情報をまとめた項目を top ページに設けた。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

<p>であると思われる。しかし、主として県、農業者及び移譲者の視点により作成された情報が、新規就農や承継の検討者にとって必要な情報であるのか、という点については、なお一層の検証が必要であると思われる。</p> <p>例えば、県の他の事業で新規就農者希望として問い合わせがあった者や、新規就農者で研修中の者等に対して、公表されているウェブサイトを読覧してもらい、アンケート調査等を実施することや、ウェブサイトを読覧して問い合わせがあった者へのアンケート調査等、新規就農や承継を考える者が必要と思われる情報の提供を拡充することが出来ればより望ましいのではないかと考える。</p> <p>したがって、ウェブサイトに公表される情報以外の情報も収集し、「見える化」することを目的とする当事業については、新規就農者や承継を考える者等の視点も積極的に取り込むことで、より一層充実化が図られることを期待する。</p> <p>17. 林業労働環境デジタル化推進事業</p> <p>【意見】 当初予算額の精緻化について</p> <p>LPWA (Low Power Wide Area) は、少ない電力で長距離かつ広範囲の通信が可能な技術である。省電力でランニングコストが非常に低く抑えられるという利点もある。</p> <p>ここで、本補助金交付の目的は、携帯電話圏外の林業現場において林内通信を整備し、チャット、位置情報等の送受信を可能とし、携帯電話圏外で発生した事故の早期発見により林業による労働災害の抑制を期待するものである。また、ウェアラブル端末により得られた脈拍・暑さストレス等の情報をLPWAによって整備された林内通信網を利用し、クラウドにアップロードすることで、作業員の体調を可視化でき、事故の未然防止も期待できる。</p> <p>翻って、県内の林業における状況は、小規模事業者が多く(携帯電話圏外となる奥地で作業を実施していない)、そうでない事業者は無線により通信を確保している。このような現状で、当該補助金を申請する事業者は皆無であった。県内の対象事業者はLPWA機器を最初から必要としていないか、上記メリットを理解しつつも、費用対効果を考慮すると導入する必要性を見いだせず、補助金申請に至らなかった。その結果、当初予算の15,000千円は補正予算後791千円となり、執行額としては、当該事業の他の補助金交付額164千円を含む607千円であった。令和2年度に創設された比較的新しい補助事業であり、経験の積み重ねが少なく、様々な点で正確な想定が困難だったことは推察されるが、当初予算に対する執行額の低さを見る限り、予算策定時における事業者の意向等の調査不足及び、想定のがさがあるとされてもやむ</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>当該事業は令和4年度で既に廃止しているが、今後、林業労働安全に資するデジタル施策を実施する際は、事前の意向調査等を実施し、予算の精緻化に努める。</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------

<p>を得ない。</p> <p>したがって、限りある財源の効果的かつ効率的な配分のためにも、より慎重な調査及び想定による予算の精緻化に努められたい。なお、財源の内訳は、県の一般財源と国庫の折半となっているが、国の施策に則った補助事業であったとしても、公益上の必要性が高い施策となるべく県が主体性を持って構築するべきである。</p> <p>【意見】補助金の効果測定指標について</p> <p>本件補助金の効果測定は、導入後3年間、毎年9月に「利用状況報告書」の受領をもって確認することとなっている。直近で令和4年9月に提出された令和3年度の当該報告書を確認したところ、利用範囲を示した地図と利用時の写真が添付され、利用状況報告書には、事業範囲や生産量等を記載し、「アシストスーツを着用し、作業の負担軽減を図った」旨の報告がされているのみであった。当該事業の目的は、「林業特有の労働環境について、労働負担の大幅な軽減や安全性の向上につながるスマート林業技術等を活用することで改善し、現場実装を加速化することで労働災害発生の低減や軽労化による魅力ある林業への変身を図り、林業従事者の確保と定着を図る。」ことである。</p> <p>とりわけ、アシストスーツ導入については、その目的が達成されたか否かの指標としては、利用状況ではなく、負担の軽減割合や安全性の向上度合い及び生産性の向上等である。すなわち、アシストスーツの着用という活動の結果（アウトプット）ではなく、アシストスーツの着用がもたらした成果（アウトカム）が重要である。</p> <p>したがって、将来にわたる林業従事者の確保と定着を図る事業目的を念頭に、補助事業の効果が最大限に発揮されるべく、例えば、林業の労働環境がどのように改善されるに至ったかという観点に着目した効果測定の指標を設定するべきである。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>意見を踏まえ、次回の利用状況報告書提出時（令和5年9月末）に、アシストスーツ導入による効果についての調査を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>18. やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業</p> <p>【指摘事項】単独随意契約における再委託の合理性について</p> <p>上記(6)-1では、(単独)随意契約によって委託業者を選定しており、その選定理由にも委託業者でなければならないとする、唯一の相手である旨が謳われている。一方で、事業実施結果の評価や実装に向けた指導助言業務を再委託に付しており、そもそも単独随意契約が起点であるところ、契約書や契約締結同等に具体的な再委託の明示もなく、委託契約の業者選定理由に照らすと、契約手続きの外観上は矛盾していると思われる。また、再委託に付した業務内容は</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林整備課)</p> <p>やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業は令和4年度に既に廃止済みであるが、指摘の趣旨を踏まえ、類似の業務委託においては再委託の妥当性を十分検討するよう、課内職員に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

本件仕様書の主要部分に該当しているようにも見受けられる。所管課としては、業務内容のうち、委託業者（森林組合連合会）が、スマート林業機器等の操作技能習得支援の講師選定や日程調整及び研修内容の検討等を担い、事業実施結果の評価及び実装の指導助言においても、県の関係機関や再委託先との連携、事業体へのヒアリング等へ出席している状況を踏まえて、一括再委託ではないと認識している。確かに、委託業者がヒアリング等へ同席している写真は確認したが、委託業者の指揮命令・監督下で再委託先が事業を実施したと判断し得る具体的な裏付けとしては不十分である。すなわち、委託業者が、林業事業体の経営状況等を考慮しつつ指導助言できる唯一の業者である旨を業者選定理由としているにも関わらず、実際の指導助言業務は再委託先が行っており、委託業者による指揮命令・監督の状況が不明瞭な点で、いわゆる丸投げに該当しないという上記の説明は、再委託の承認審査資料等からも明確に判断できず、十分性を欠いていると言わざるを得ない。

以上より、再委託の承諾において、単独随意契約との整合性や、委託業者が得る対価に係る経済性の観点からも、再委託に合理性があるとする具体的かつ客観的な検証結果の記録保存が必要である。

【意見】 補助金等の交付事務に係るチェックシートについて

後述の意見（事業目的の達成指標について）で詳細は触れるが、本事業において現状では事業目的に則した最適な効果測定の指標が定まっていない。本事業において当初は補助金の効果測定として、人役削減効果を指標に選定していた。そして、当該人役削減効果は、以下のような結果であった。

- ・ 森林資源把握は、従来比 16%～486%の人役で実施
- ・ 木材生産は、従来比 41%～129%のコストで実施
- ・ 再造林は、従来比 88%～331%のコストで実施

上記の結果からは、人役削減効果には大きな幅があり、削減効果に寄与した部分と、一方で逆に作用した部分が存在することが判明した。しかしながら、当該プラス又はマイナスに作用した結果について、コスト（収支）計算書はあるが、収支結果を受けての具体的なフィードバック等を示したものはなく、実績報告書にも反映されていなかった。それにも関わらず、補助金等の交付事務に係るチェックシート（カルスト森林組合）の補助効果の測定項目では、「効果測定のための指標や目標値を設定」という項目欄に「○（丸印）」を付して評価を終えており、補助金の効果測定手続きが有効であったと認めるには不十分である。

したがって、適切な補助金の交付事務手続きを担保するためにも効果測定は一層具体的かつ明瞭に行われ、その結果を

（主務課・室 農林水産部森林整備課）
やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業は令和4年度に既に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、類似の業務においては、補助金の効果測定のための指標を明確にし、測定結果がわかる資料を添付する等、課内職員に周知徹底を図った。

措置済み

<p>踏まえて承認決裁を経るべきである。</p> <p>【意見】 事業目的の達成指標について</p> <p>本事業においては、先進技術により林業事業体の採算性の向上と作業の省力化・軽労化の必要性のもとに「主伐-再造林の採算性向上を図るため、先進技術をパッケージ化した作業システムの実践を支援し、スマート林業技術の現場実装を加速化する」ことを目的として行っているが、上述のように、明確かつ最適な事業目的の達成指標が定まっていない現状がある。もちろん、林業事業体の採算性向上と作業の省力化・軽労化が本事業のみで達成されることはなく、本事業は目的達成のための導入部分であり、明確な指標を設定することや何が最適な指標であるかを判断することが困難な点も理解できる。</p> <p>しかしながら、仮に事業を重ねていく過程で最適と考える指標が変遷したとしても、より事業目的達成に係る効果測定に資する指標を設定しなければ、事業評価はなし得ない。少なくとも現時点では、スマート林業技術それ自体が従来比でコスト削減効果があるのは事実であり、当該技術の各事業体における現場での活用可能性があるか否か、現場実装の加速化や試用促進を踏まえると、例えば、事業体へのスマート林業技術の導入数等を指標とすることも検討の余地がある。</p> <p>【意見】 当初予算額の精緻化について</p> <p>本事業において当初予算額 36,000 千円に対して、決算額は 16,702 千円と大きく乖離した結果となっている。これは、本事業における事業地（主伐-再造林）の面積が想定より小さく、機器レンタル期間が短縮したことが主な要因である。具体的には、当初 3 h a 程度の事業地を想定していたが、実際には、大型機材の運搬のために必要な路面が整備されている等の事業実施のための要件を満たす事業地の多くが 1 h a 前後であったためである。</p> <p>本事業は新規事業及び公募であり、事業実施に関して様々な点で正確な想定が困難であったことは理解できる。しかしながら、決算額が当初予算額の 2 分の 1 にも満たない本事業では、予算策定時における調査不足及び想定の甘さがあると言われてもやむを得ない。</p> <p>したがって、限りある財源の効果的かつ効率的な配分のためにも、より慎重な調査及び想定による予算の精緻化に努められたい。なお、財源の内訳は、県の一般財源と国庫の折半となっているが、国の施策に則った補助事業であったとしても、公益上の必要性が高い施策となるべく県が主体性を持って構築するべきである。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林整備課)</p> <p>やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業は令和 4 年度に既に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、類似の業務においては、事業目的や効果測定に適した指標を設定するよう、課内職員に周知徹底を図った。</p> <p>(主務課・室 農林水産部森林整備課)</p> <p>やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業は令和 4 年度に既に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、類似の業務においては、要望調査等により必要な事業費を精査し、適正な予算額となるよう、課内職員に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------

<p>19. スマート水産業社会実装推進事業</p> <p>【意見】実績報告（収支報告）の評価について</p> <p>当該委託契約において取得した機械等は、委託先の帰属となる（委託契約書第25条）ところ、県は、提出された収支報告書の内容を精査することなく、契約に従った委託料の支払いを行っている。</p> <p>この点、委託料自体は適切な手続きを経て決定しており、支出の内訳については問わないという県の見解であった。しかしながら、予算と執行額に大きな差異が生じている項目など、その支出が当該事業のために必要な支出であったかどうかは、費目合計額を比較しただけでは詳細は判別し得ない。特に金額的に重要な機械等の取得が予定どおりに行われ、実際に研究に使用されているか、購入代金は委託先が提出した見積額や県が計算した積算根拠と比較して妥当か、また、費目のうち、その他として集計された支出内容の適否等、委託料の適正使用や経済性について検証することが望まれる。</p> <p>【意見】仕様書の業務内容について</p> <p>委託業務仕様書に記載されている業務の内容として、「デジタルデータ基盤の構築という課題に対する共同研究を行う」旨のみが記載されている。共同研究の実施主体は山口連携室であり、共同研究そのものは過年度から継続して行われている。</p> <p>仕様書に事業の具体的な内容の記載がない場合、委託先において見積書の作成は困難であり、発注者である県においても、仕様書に照らして事業の評価をどのように行えばよいか定まらないはずである。また、このような業務内容の記載では、県が委託先に対して事業を丸投げしているようにも見られかねない。</p> <p>県の委託事業として契約する以上、契約内容に具体的な業務内容を明示し、契約に基づいた業務が適切に行われたのか否かを評価したうえで委託料の支払いを行う必要がある。関係者間で事前に協議済みであったとしても、また、研究事業であったとしても、他の一般的な委託事業と同等の契約事務手続きを行うことが求められるべきである。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部水産振興課）</p> <p>令和5年度から、委託料に係る支出の内訳について、定期的に執行状況を確認するとともに、重要な機械等の取得や必要性については、当該費用執行の前に協議、検証する体制を運用している。</p> <p>（主務課・室 農林水産部水産振興課）</p> <p>令和5年度から、契約における仕様書内容を修正し、具体的な業務内容が記載された計画を添付する形に変更し、契約を締結している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>21. 建設ICT導入普及推進事業</p> <p>【指摘事項】起案書の記載様式について</p> <p>起案書は、所管部局内の意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正な事務手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適時の承認証跡が確認できなかった。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部技術管理課）</p> <p>指摘を受けて、直ちに決裁日を記入するとともに、決裁日を確実に記入するよう課内に周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、日付一つをとって見ても重要な意味があり、完全性が求められるため、不備のない起案書に基づき、適正な事務手続きを徹底することが必要である。

22. AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業

【指摘事項】再委託の承認審査について

本事業では、委託契約書第6条の規定に基づき、業務の再委託の承認がなされている。再委託金額は18,557千円（承認願提出時点）、再委託割合は金額ベースで37.1%である。そのため、土木設計業務等共通仕様書第1128条第4項（下記参照）により、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り承認されるものである（随意契約における業務委託の再委託を規定）。

土木設計業務等共通仕様書

第1128条（再委託）

1. 略
2. 略
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 略

ここで、受注者より委任（再委託）申請書が提出されているが、その項目には再委託業務委託料の記載がなかった。土木設計業務等共通仕様書第1128条第4項によれば、再委託承認の際には再委託料が原則3分の1に収まっているか否かの確認が必要であるため、必須の項目である。また、令和3年度の委任（下請負）承認願には鉛筆書きで再委託業務委託料の金額が備忘記録されているが、承認決裁の回覧には、再委託金額が3分の1を超えているがやむを得ないと認める旨の記載等はなく、検討の過程を確認することができなかった。そして、令和2年度における同業務においても同一委託先で

（主務課・室 土木建築部道路整備課）

令和4年10月1日以降、再委託金額を明記する様式に改め、新様式による承認手続きを実施している。今後も工事事務の担当部署において新様式による審査を徹底する。

措置済み

の委託業務が行われているため、その書類一式を確認したところ、当該年度分に関しては、2件の委任（下請負）承認願が提出されているが、2件ともに再委託金額の記載はなく、先述した備忘記録さえも確認できず、決裁の回覧や承認書もない状態であった。

再委託を行う場合は、その再委託には、合理的な理由があるか、再委託割合が高い場合には一次委託契約の経済性や合理性は妥当なのかを、再委託金額とともに再委託先の業務遂行能力を含めて慎重に検討する必要がある。この点、現状（監査実施時点）では、公開されている委任（下請負）承認願のひな型（様式）を使用しているが、そもそも、当該ひな型に再委託金額を記載する項目がないことが重大な不備である。したがって、再委託金額を承認願の様式に規定する措置を早急に図るべきである。

なお、令和4年10月1日以降の委任（下請負）承認願のひな型では、再委託金額を明記するように様式が改められたことを後日確認するに至ったが、今後は当該様式に則り、十分かつ客観的な検証を踏まえた再委託の承認手続きを徹底されたい。

23. 高度なインフラ監視・点検事業（道路整備課）

【意見】委託成果の利活用について

本事業は、橋の3次元モデルやひずみ計や変位計による定期計測結果等のデータを蓄積し、これを解析することにより損傷予測や予防保全対策案選定の支援に活用し、橋梁の損傷箇所の早期発見・早期対応に繋げていくものである。対象となる33橋について、令和3年度に2橋を実施済、令和4年度は9橋について実施予定である。令和6年度までに追加で10橋を行い、令和7年度から山口県の管理する道路橋への本格導入が予定されている。橋の構造はそれぞれの地形等に合わせてオーダーメイドであるため、それぞれについて実施されるが、橋の3Dモデル作成方法や測定計測データの計測・活用方法の知見については他の橋梁へ適用できると考えられる。

したがって、取得したデータ結果については、今回対象となった橋梁メンテナンスサイクルのみならず、広く県域で活用できるように情報整備が期待される。また、オープンデータ化等も検討し、逆に他者からデータを入手することが可能となれば相乗効果が生じ、課題解決に繋がると思われる。データ公開については、令和4年度に新設された技術管理課建設DX推進班が検討中とのことであるが、公開の方法や効果について最善の方法で実施されることを期待する。また、上記（6）－2における笠戸大橋は、現在補修工事中である

（主務課・室 土木建築部道路整備課）

本事業で取得した3Dデータについては、広く一般に活用できるよう、令和4年9月、オンライン電子納品サイト（My City Construction）上で公開した。

また、本事業の分析結果は、補修工事へ活用することとしており、引き続き事業効果を高める取組の遂行に努める。

措置済み

が、通常の橋梁補修であり、本件業務委託の分析結果を踏まえたものではないとのことである。この点についても、同じ笠戸大橋の分析結果として判明した橋梁の問題点等があり、補修工事への活用可能性があるのであれば、是非反映して事業効果を高めていただきたい。

24. 高度なインフラ監視・点検事業（河川課）

【意見】再委託の承認審査について

本件委託契約では、上記（6）のとおり、委託先から3者へ再委託に付されている。ここで、土木建築部技術管理課が公表している「業務執行体制の確認に関するQ&A（令和2年3月）」（以下、「Q&A」という）において、以下のよう記載している（Q&A抜粋）。

<p>2 業務履行期間中の確認事項</p> <p>Q4 再委託が可能な業務について、金額の上限等はあるのか</p> <p>A4 再委託を行おうとする業務に係る上限額を規定するものはないが、発注者は再委託の承諾に際し、再委託を行うことが合理的であるか、特に業務の大部分を再委託する場合に合理的な理由及び必要性があるかについて注意する。</p>
--

当該Q&Aに照らすと、土木建築部の調査・設計業務に係る「委任（下請負）承認願」（以下、「承認願」という）において、再委託金額の情報は必須事項（審査対象）とはなっていない。しかしながら、業者提示の見積書に基づいて予定価格が積算され、入札に付されることからすると、当初委託金額の経済合理性の有無は再委託金額も踏まえ、客観的かつ適切な審査を経ることが望ましい。本件は、当時の承認願の取扱いから逸脱したものではなく、意見に止めるが、再委託の承認は、再委託金額も併せて総合的に勘案されるべきである。

なお、令和4年10月1日以降は、承認願の中で再委託金額を明示する様式改訂がなされており、該当する所管課等での今後の運用徹底が望まれる。

【意見】見積価格と落札価格の乖離について

本件は、指名競争入札によっており、上記（6）のとおり、落札率は約79.6%である。なお、当該業務は設計標準歩掛表に定めのない業務であるため、指名業者から見積書を徴収して予定価格を算出している（徴収した見積書のうち、異常値排除後の平均値を算出し、当該平均値の直下をベースに算定）。そして、予定価格の積算方法自体に問題はなかったが、本件落札業者が当初提出した見積書では、見積価格

（主務課・室 土木建築部河川課）

令和4年10月1日以降、再委託金額を明記する様式に改め、新様式による承認手続きを実施している。今後も工事事務の担当部署において新様式による審査を徹底する。

措置済み

（主務課・室 土木建築部河川課）

業務品質を担保するためには、適正に予定価格を設定することが重要であり、設計標準歩掛表に定めのない業務の場合は、入札参加者から見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ適正に設定しているところである。

措置済み

また、発注にあたっては、当該契約の

<p>57,979 千円となっていた。一方で実際の入札においては27,823 千円で応札している（見積価格比で5割を下回る水準）。同一の業者が見積書を提示した時点では約57 百万円であったものの、入札において約27 百万円まで下がっていた点で、当初見積価格と落札価格の差は何か経緯があったのか質問をしたところ、周南土木建築事務所では、当初見積価格は仕様書に示された内容を履行するための標準的な経費を業者が想定して算定した「予定価格の算出を目的とした価格」であり、落札価格（入札価格）は業者が持つノウハウを加味して当該業務を履行するために真に必要な経費を積み上げて算定した「入札を目的とした価格」であるため、金額の差はその目的の違いから生じているもの、と認識しているが、「何としても落札したい」との業者の思いも加味されているのではないか、との見解であった。</p> <p>確かに、調査基準価格に抵触しておらず、指名競争入札自体の事務手続きに不備はなく、少しでも低く入札して落札したいという業者側の思惑も踏まえると、当該見解も理解できる。しかしながら、落札価格が同一業者の提示した見積価格に比べて大幅に低い状況は、外観的には当初の見積価格の合理性への疑問や業務品質面への影響が懸念されかねない。</p> <p>したがって、見積書を提示した業者と落札業者が同一の場合で、見積価格と落札価格に一定の乖離がある場合には、改めて仕様に則り、業務品質に影響が無い旨を確認し、契約締結同等に記録として残したうえで承認決裁することが望ましい。</p>	<p>内容に適合した履行がされないおそれがある認められるときに該当するかどうかの基準となる「調査基準価格」を設定し、この価格を下回る入札を行った入札参加者に対しては、改めて仕様に則り、業務品質に影響が無いかを確認した上で契約締結を行うこととしている。</p> <p>このたびの案件は、調査基準価格を下回っておらず、当該契約の内容に適合した履行がされると判断されることから、業務品質に影響はないものと考えているが、ご意見を踏まえ、改めて発注担当者に対して、毎年開催している設計積算研修や設計積算担当者実務説明会等の機会を通じて、見積により予定価格を設定する場合には見積条件の適切な設定や提出された見積が条件に適合した内容となっているかの確認を徹底するよう指導し、適切に予定価格を設定してまいる。</p>	
<p>25. デジタル技術導入推進事業</p> <p>【指摘事項】再委託の承認審査について</p> <p>本事業では、再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して承認している状況である。</p> <p>ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。</p> <p>以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であるこ</p>	<p>（主務課・室 企業局電気工水課）</p> <p>令和4年度からは、再委託承認申請に再委託に係る業務の予定契約金額を記載し、委託契約の経済的合理性を検証している。</p>	<p>措置済み</p>

<p>とや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、早急に改善するべきである。なお、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。</p> <p>【意見】再委託業務の範囲について</p> <p>上記（6）委託契約の概要のとおり、本事業では委託業務を再委託している。ここで、本事業の委託業務に係る見積金額（税抜）は以下のような項目で構成されている。なお、〇書きは変更後の金額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工業用水道管路内の画像データ収集費用 5,000千円（5,000千円） ② 工業用水道管路内の画像データのAI解析費用 2,970千円（2,630千円） ③ 労務費 210千円（180千円） <p>上記の見積変更内容は、当初令和4年1月に実施予定であった実証実験が、まん延防止等重点措置の施行で延期となり、AI解析業務が一部契約期間内に履行不可能となったことによる減額（システム構築費用340,000円）及び労務費の減額である。</p> <p>このうち、①及び②について、再委託先が中心となって業務を行っている状況であり（当初委託金額合計8,180千円（変更後7,810千円）の90%超）、委託業者が監督責任を負っているとしても、委託業務の主要な部分が再委託に付されていると見られかねず、経済性の観点で当初委託契約の合理性に疑念が残る。また、直接的な監督責任についても、特にAI解析業務（上記②）では、どこまで委託業者の指揮監督権が実際の解析現場や解析業務過程で発揮されたか等は不明瞭である。本事業は、企画提案書内の業務実施体制を見る限り、当初から提案業者（委託業者）が再委託を行うことは十分に予見可能であり、例えば、契約締結時の段階又は、再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検証し、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきであった（平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」4（5）も取扱いの参考となる）。</p> <p>以上より、いわゆる県の一般財源ではなく、独立採算を採る企業局としても、経済性を発揮して運営される点で、少なくとも外見上で業務の大部分、又は主要な範囲が再委託に付</p>	<p>（主務課・室 企業局電気工水課）</p> <p>令和4年度からは、再委託承認申請の審査過程で、再委託の業務の範囲や金額、管理・監督の手法等を検証している。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

<p>される場合には、委託料の経済合理性を一層明らかにするべく検証の補足が求められる。</p> <p>【意見】 プロポーザル審査について</p> <p>本事業では、1者提案に対して、9名の審査員による評価が行われた。各審査員の審査表を見ると、審査員によっては、ある項目について、15点の配点に対して5点（得点率は約33%）としているケースがあった（その他の審査員の評点は10点～14点であった）。</p> <p>審査員によって評点が異なること自体は当然あり得ることだが、このように他の審査員に比べて著しく低い評点があるにも関わらず、特段の措置を要するでもなく形式的に集計されただけとなっている。</p> <p>以上より、例えば、審査項目ごとに最低ラインの点数を設け、その基準を下回った場合には審査員全員の協議を要する（協議による判断過程が記録として残される）など、一層実効性のある審査となることが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 企業局電気工水課)</p> <p>本事業は令和3年度に終了しているが、今後、類似事業の審査においては、指摘事項を踏まえ、一層実効性のある審査を行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>26. デジタル化対応産業教育装置整備事業</p> <p>【指摘事項】 起案書の記載様式について</p> <p style="text-align: center;">山口県立山口農業高等学校</p> <p>起案書は、所管部局内の意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正な事務手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適時の承認証跡が確認できなかった。</p> <p>上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。</p> <p>したがって、日付一つをとって見ても重要な意味があり、完全性が求められるため、不備のない起案書に基づき、適正な事務手続きを徹底することが必要である。</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>指摘を受けて、直ちに決裁日を記入するとともに、山口県立山口農業高等学校の校内会議において、決裁日を必ず記入するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 デジタル化対応産業教育装置の有効利用について</p> <p style="text-align: center;">山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）</p> <p>山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）（以下、「水産校舎」という）に今回導入された装置の利用状況を確認したところ、現状では、生徒及び教員以外の利用はなく、利用生徒数は5人から17人程度であり、利用頻度は授業で週1時間から5時間程度とのことである。具体的な例として、レーダー</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>レーダーシュミレーター等、今回導入した装置について、令和5年度から夏季オープンキャンパスにおける体験活動での利用を開始した。また、地域の小学生の水産業体験活動に取り組むなど、幅広く装置の活用機会の提供を進めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>シミュレーター一式（契約額 40,238 千円）では、利用生徒数 5 人で利用頻度は概ね週 2 時間程度であった。ここで、装置の投資成果については、学校教育及び人材育成という観点から利用生徒数または利用頻度等のみで判断するべきものではないこと、及び短期的視点ではなく長期的視点で考えなければならぬことは理解できる。しかし、一方で現状の利用状況では装置によっては一週間の大部分は遊休となっており、投資に見合う十分な利用状況と判断できるかは疑問である。</p> <p>そもそも、デジタル化対応産業教育装置整備事業の目的は、デジタル化対応装置の環境を整備することにより、地域の産業界をけん引する職業人材を育成することが明記されている。本件のレーダーシミュレーターについては、遠洋航海におけるタンカー等の大型船の模擬訓練を可能とするものであり、生徒募集面においても学校として、広く対外的に本件装置を利用した学習が可能である点等の PR を行い、現状の装置利用状況に満足するのではなく、当該技能習得の機会をより一層提供できるように取り組んでいく余地がある。</p> <p>【意見】 見積価格と落札価格の乖離について</p> <p style="text-align: center;">山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）</p> <p>水産校舎に今回導入された装置のうち、レーダーシミュレーター一式の備品購入（以下、「本件備品」という）については競争入札が採用されているが、予定価格積算時に 2 社から見積書を徴収した結果、安価な提示をした 1 社（以下 A 社）の見積書をもとに予定価格を 69,300 千円（税込）と算定した。その後、実際の入札では 3 社から入札があったが、そのうち A 社は 39,380 千円（税込）で入札があり（残り 2 社の入札価格は 68,530 千円（税込）と 72,600 千円（税込））、結果的に A 社が落札業者となった。このように、本件備品では、A 社の落札価格が同一の A 社による当初見積価格に比して約 56% となっている。</p> <p>この点、競争入札である以上、応札業者は少しでも低く入札し、落札したいと考えることは当然であり、企業努力等を考慮し、入札段階で当初見積価格より低く入札することはあり得る。しかし、本件備品の場合、同一会社で予定価格積算時の見積価格と落札価格が約 30 百万円も乖離しており、当初見積価格の妥当性や、備品の機能性（品質）等の有効性について客観的には疑念が生じる（当該乖離を検証した記録等はなく経緯等は不明であった）。</p> <p>本件備品の調査基準価格は 34,650 千円（税込）であり、入札価格は調査基準価格を上回っている点からも事務手続きに不備はないが、調査基準価格に近似し、かつ、同一会社にも関わらず見積価格と入札（落札）価格がこれほど乖離するのであれば、少なくとも仕様を照らして品質上問題がないこと</p>	<p>今後とも、こうした生徒募集に向けた取組を継続するとともに、装置の効果的な活用方法を検討し、本校の魅力を伝えるコンテンツとして活用機会の拡大に努める。</p> <p>（主務課・室 教育庁教育政策課）</p> <p>意見を踏まえ、同種事例に際し、大津校舎、日置校舎を含めた大津緑洋高校として乖離理由の聞き取りと品質確認に係る記録を文書化することとし、適正な事業の執行に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

<p>は確認し、記録として残すべきである（そもそも見積価格を高く設定していた、または入札時に装置の仕様を見積段階から安価なものに変更していた等の問題が潜在していないか慎重に検討されるべきである）。</p> <p>【意見】 やまぐちデジタル改革基本方針との関連性について 山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）</p> <p>水産校舎に今回導入された装置6件（契約額合計 159,694千円（税込））のうち4件（契約額合計 122,771千円（税込））は新規装置ではなく更新装置である。更新前の装置はどれも老朽化が進み、かつ、近年のデジタル化に対応されたものではなかったが、更新された装置はどれも新品であり、最新のデジタル化に対応したものであった。</p> <p>ここでデジタル化対応産業教育装置整備事業の目的は先述のとおりであり、その背景には県が推進する「やまぐちデジタル改革基本方針」がある。当該基本方針における基本姿勢では①地域課題の解決、②新たな価値の創造、③デジタルデバイド（情報格差）の排除、④多様な主体との連携・協働、⑤スピード・柔軟性・持続性の5つが推進されている。特に地域課題の解決と新たな価値の創造は目指すべきビジョンとして重要である。</p> <p>このように考えると、今回導入された装置はどれもデジタル化に対応されたものではあるものの、大部分は装置の更新であり、今回のデジタル化対応装置が地域の産業界をけん引する職業人材の育成にどのように関連し、その先にある新たな価値の創造という観点から、改革にどのように寄与するのか現時点で具体性を欠いている。学校教育及び人材育成という面で、短期的に成果が出るものではなく、今回導入された装置による人材育成がきっかけとなり将来新たな価値の創造につながる可能性はあるが、現時点での関連性は、少なくとも水産校舎の認識としては、やはり曖昧であり、現状では予算財源確保を好機とした、デジタル化を名目とする単なる装置の更新であることを明確に否定できる要素はなかった。</p> <p>そのため、今回導入した装置によりどのようにして地域の産業界をけん引する職業人材の育成を行い、そして最終的に新たな価値の創造につながるかという水産校舎としてのロードマップ等を明確にし、当該装置の利用方法に反映すべきと考える。</p>	<p>（主務課・室 教育庁教育政策課）</p> <p>デジタル人材の育成に向け、専門教科の授業等で活用している。スクール・ミッションや教育課程と関連付けた効果的なデジタル装置の活用を検討中である。</p>	<p>改善途中</p>
<p>27. ICTを活用した新たな学び推進事業</p> <p>【意見】 教育プログラムの周知及び活用について</p> <p>本事業の対象者は県立学校及び市町立学校となっているものの、県費による事業であることから教員研修の参加者は県</p>	<p>（主務課・室 教育庁教職員課）</p> <p>令和5年4月以降、教育プログラムの活用促進に向けて、教育庁関係課が連携し、学校訪問や教育課程研究協議会等に</p>	<p>措置済み</p>

<p>立学校教員が多く、また事業目標である教育プログラム導入・実施についても、県立学校については「100%」の実施、市町立学校については「推奨」と違いがある。そして、本事業は、課題解決型学習の指導ができる教員の育成を目的としているが、その先には県内の子ども達が自ら課題を発見し、情報を活用して課題を解決したり、新しい価値を創造したりする力の育成・獲得がある。県立学校のみならず市町立学校にも多くの子どもが在籍しており、その子ども達も課題解決能力を育成・獲得するために本事業により育成した教員の指導を受ける対象となるべきである。</p> <p>そのためには、市町立学校の教員も本事業で作成した教育プログラムにアクセスできなければならず、本事業の広報活動が重要となる。県内の教員が集合するイベントで本事業を紹介する機会があるものの、基本的にはやまぐち教育先導研究室担当者が出向く会議や研修でのアナウンスやチラシ配布が広報活動の中心となっており、このような個人レベルでの活動では本事業で作成した教育プログラムが市町立学校の教員に浸透するには長い時間を要することとなる。また「YAMA-LABO」ホームページに本事業をPRする動画が掲載されており、教員研修の様子や研修参加者が感想を述べる様子を視聴できるが、令和4年10月19日時点で再生回数が87回と低調であり、広報活動が十分であるとは言い難い。なお本動画については、委託事業者が委託事業内で作成したものであり、請求明細書によれば1,380千円の費用が発生していることからより一層の広報効果に期待したい。本事業の教育プログラムを県内の教員に広く周知するため、教育庁各部署が連携し、県立学校のみならず市町立学校の教員も本事業について認識し、教育プログラムを活用できるように組織的な広報活動を展開する必要がある。</p>	<p>において、情報提供を行うとともに、YAMA-LABO サイトについて改めて周知を図った。</p> <p>また、市町立学校の教員も対象とする新任教頭研修や初任者研修等の複数の研修講座においても、令和5年4月以降、教育プログラムの体験を取り入れるとともに、本事業PR動画を紹介し教育プログラムの有効性を実感させ、活用につなげる取組を行った。</p>	
--	---	--

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

(その1) 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>包括外部監査の結果報告書 (その2) 第4 山口県立山口博物館 2 外部監査の結果 (個別事項) (1) 利用状況等 エ 入館者確保対策 友の会の設置を検討し、県立山口博物館に親しんで利用したいと思う人の組織化を進めるなど、入館者増加対策について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁学校運営・施設整備室) 山口県立山口博物館の展覧会等を通じて、本県の自然や歴史、また、産業など科学技術に広く親しんでいただくとともに、博物館活動の発信に参画いただくことで、地域文化の向上に寄与することを目的として会員を募る「山口県立山口博物館友の会」を令和5年6月に発足させ、入館者増加対策を講じた。</p>	<p>措置済み 備室</p>
<p>(5) 収蔵品の現物管理 ア 資料の整理の状況 (未整理資料) 専門的知識を必要とする分野以外の未整理資料については、アルバイト等を雇用し、早期に資料化すべきである。【指摘】</p>	<p>(主務課・室 教育庁学校運営・施設整備室) 平成25年度から博物館サポーター制度を導入し、資料収集や保存、展示などの博物館活動に意欲のある方をサポーターとして募り、各担当分野の学芸員とともに資料の整理を進め、当時の資料については概ね資料化が進んだところである。 監査後に受け入れた資料もあり、整理の対象資料は引き続き存在するが、今後もサポーター制度を継続し、担当学芸員とともに各資料の調査・研究を進めるとともに、適切な資料整理に努める。</p>	<p>措置済み 備室</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>8 商工労働部 出先機関</p> <p>(3) 山口県国際総合センター (指定管理)</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) コンベンション施設については、コンベンションの開催規模縮小や大規模イベントの減少に伴い、見本市市場、イベントホールや国際会議場等の稼働率の減少が続いている。</p> <p>また、海峡ゆめタワーについても、東日本大震災等の影響により、入場者数が前年度を下回っている。利用者満足度調査報告書による調査結果は、概ね良好であるので、利用促進や更なる誘客に向けた取組が必要である。</p> <p>現在、利用者のニーズ等の詳細分析や各種機関への営業活動を展開しており、これをコンベンション施設の稼働率の上昇及び海峡ゆめタワーの入場者数の増加に繋げる必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課・室 産業労働部イノベーション推進課)</p> <p>指摘以降、各種機関への営業活動等、「利用促進や更なる誘客に向けた取組」を継続して行っており、コロナ禍において令和2年度は稼働率、入場者数ともに大幅減となったが、従前の取組に加え、日本コンベンションサービス㈱との「MICEアドバイザー契約」やハイブリットコンベンションへの対応、JR西日本が実施する大型キャンペーン事業「名探偵コナンミステリーツアー」への参画等の「利用促進や更なる誘客に向けた取組」を行った結果、稼働率・入場者数は指摘時の数値には至らないものの、対前年を上回る「回復基調」となっている。</p> <p>引き続き、利用者のニーズ等の詳細分析や各種機関への営業活動を展開し、コンベンション施設の稼働率の上昇及び海峡ゆめタワーの入場者数の増加に努めることとしたい。</p>	<p>措置済み</p>

令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>XII 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課</p> <p>2 やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業</p> <p>【意見】 施策成果目標となる指標の設定について</p> <p>当事業においては、支援先事業者等の新規取引件数（累計）が成果指標として設定されている。当該指標はわかりやすい指標ではあるものの、効果の測定という観点からは、特に経済的効果という点で効果を把握しづらいついと言える。</p> <p>経済的効果という点では、たとえば支援先事業者等の支援対象に関連する売上高の増加額といった指標の方がより経済的効果が明確になるものと考えられる。</p> <p>ぶちうまやまぐち推進課では、県単独の補助制度を活用して開発した商品の販売実績を集計していることから、支援対象に関連する売上高の増加額といった効果測定の把握も可能である。</p> <p>事業に関連する成果指標として、数量のみならず金額に関連する指標の追加なども検討していただきたい。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、令和5年3月に策定した、本県農林水産業・農山漁村の施策の展開方向等を明示する「やまぐち農林水産業振興計画」の成果指標として、「6次産業化・農商工連携に取り組む事業者の経営改善計画(付加価値額の増加)の達成状況」を追加した。</p>	<p>措置済み</p>

令和2年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>6. 農林水産部 森林整備課 防災林造成事業</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部森林整備課）</p> <p>令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。</p>	措置済み
<p>9. 農林水産部 農村整備課 県営老朽ため池整備事業</p> <p>【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について</p> <p>県では、建設工事に係る業務委託（設計・調査・測量業務等）について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている（地方自治法施行令第167条第1項）。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである（同令第167条第1項第1号）。</p> <p>一方で、地方自治法第234条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年10月18日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（以下、「品質基本方針」という）によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質（技術</p>	<p>（主務課・室 農林水産部農村整備課）</p> <p>品質基本方針において、「発注者は、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択又はこれらの組み合わせによることができる」とされており、建設工事に係る業務委託の入札契約手続きについては、地域における担い手の確保、育成等の観点から指名競争入札や県内業者を構成員とした共同企業体を入札参加者とする一般競争入札を、また、技術的に高度又は専門的な技術が要求され、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより最も優れた成果を期待できる場合にプロポーザル方式によることとしている。</p> <p>令和5年度からは価格と企業や技術者</p>	措置済み

<p>的能力)が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている(品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる)。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、(条件付)一般競争入札(総合評価方式含む)を導入しているケースも見受けられる(その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している)。</p> <p>以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討(運用指針となる実施要領等の整備を含む)が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について 業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領104の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>11. 農林水産部 農村整備課 地すべり対策事業</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について 業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積さ</p>	<p>の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」を導入したところであり、業務の内容に応じて適切な入札契約方式を選択できるよう、制度の見直しを行ったところである。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) 令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) 令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

<p>れることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>17. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業 (54)</p> <p>【意見】 委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部砂防課)</p> <p>令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>26. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業(ソフト事業) (54)</p> <p>【指摘事項】 建設工事に係る業務委託契約の入札制度について</p> <p>県では、建設工事に係る業務委託(設計・調査・測量業務等)について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている(地方自治法施行令第167条第1項)。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである(同令第167条第1項第1号)。</p> <p>一方で、地方自治法第234条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年10月18日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」(以下、「品質確保基本方針」という)によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質(技術的能力)が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている(品質確保基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる)。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、(条件付)一般競争入札(総合評価方式含む)を導入しているケースも見受けられる(その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基</p>	<p>(主務課・室 土木建築部港湾課)</p> <p>品質確保基本方針において、「発注者は、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択又はこれらの組み合わせによることができる」とされており、建設工事に係る業務委託の入札契約手続きについては、地域における担い手の確保、育成等の観点から指名競争入札や県内業者を構成員とした共同企業体を入札参加者とする一般競争入札を、また、技術的に高度又は専門的な技術が要求され、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより最も優れた成果を期待できる場合にプロポーザル方式によることとしている。</p> <p>令和5年度からは価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」を導入したところであり、業務の内容に応じて適切な入札契約方式を選択できるよう、制度の見直しを行ったところである。</p>	<p>措置済み</p>

準等を規定している)。

以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討(運用指針となる実施要領等の整備を含む)が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。

37. 土木建築部 河川課 河川整備基本方針調査事業

【意見】委託業務成績評定結果の活用について

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

44. 土木建築部 河川課 高潮対策事業 (55)

【意見】委託業務成績評定結果の活用について

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

(主務課・室 土木建築部河川課)

令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。

措置済み

(主務課・室 土木建築部河川課)

令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。

措置済み

<p>45. 土木建築部 河川課 侵食対策事業</p> <p>【意見】 委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課）</p> <p>令和5年度から価格と企業や技術者の技術的能力等の双方を総合的に評価して落札者を決定する「業務委託の総合評価競争入札」や優れた業務と技術者を表彰する「優良建設コンサルタント等業務表彰制度」を導入したところであり、この中で成績評定点を評価項目等として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>8. 自動車新時代イノベーション創出支援事業</p> <p>【意見】事業化の実現可能性の分析について</p> <p>本件、やまぐち産業イノベーション促進補助金（自動車関連分野）の交付要綱第13条では、補助事業の事業化について、「補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。」と規定している。そして上記（7）令和2年度補助金等の概要に示した通り、事業化の結果から生じる成果指標を掲げて補助金交付の効果を測定することとしている。</p> <p>本件では、令和3年度～令和5年度までの3期間を事業化計画期間として申請者により工程表が作成されており、審査委員会においても成果指標に関する疑義は出ていない。</p> <p>しかしながら、令和3年度の売上高計画値に対して、その僅か2年後には約26倍の売上高を達成することとしている（上記（7）補助金の効果測定で示した通り、数値を公表していないため詳細な目標値の記載は省略する）が、その具体的な根拠（積み上げ）資料は残っていない。この点、確かに、裾野が広い自動車産業分野で事業化できれば達成可能とする判断も理解できるが、あくまでも「事業化できれば」という定性的な情報による仮定や蓋然性が前提での判断に過ぎず、その仮定を裏付けるための、より具体性のある定量的な検証過程が見られない。特に、上記の通り、補助金交付期間を経過した後も補助事業の事業化に努めるべきとしていることから、事業者が補助金交付のない状況に置かれることとなった場合に、それでも事業化の達成は必須事項と事業者自身が判断するかについては不明である。</p> <p>したがって、一般財源（公費）の投下もなされる以上、県としては、事業期間内における、毎事業年度の計画の実現可能性及び、補助金交付の妥当性をより詳細に補足することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 産業労働部産業脱炭素化推進室）</p> <p>当該事業は、令和2年度に1件採択した後、令和3年度及び令和4年度は申請がなく、令和4年度に事業を終了したところであるが、類似事業における審査において、意見の趣旨を踏まえ、事業化の見通しに係る詳細な説明を求めることとし、改善を図った。なお、令和2年度採択事業については、事業計画どおり、事業最終年度の令和4年度に事業化された。</p>	措置済み
<p>16. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業</p> <p>【意見】事業の成果指標（事業化件数）の見直しについて</p> <p>次世代産業イノベーション推進体制整備事業において、製品として販売可能な状態にする、いわゆる事業化件数が事業の成果指標等となっている。ここで、成果指標としての事業化件数は、令和4年度までに100件達成目標として</p>	<p>（主務課・室 産業労働部イノベーション推進課）</p> <p>新たな県の総合戦略「やまぐち未来維新プラン（R4.12策定）」の策定にあわせて、成果指標を再設定し、令和8年度</p>	措置済み

<p>いるが、令和元年度末までに94件の実績があり、令和2年度末では15件達成しているので合計109件である。すなわち、令和2年度末で先に定めた成果指標としての事業化件数を達成しており、事業が継続されるのであれば、さらなる目標としての成果指標（事業化件数）を設定し、研究開発や新事業展開が一層広がりを見せることが期待される。</p>	<p>までに180件の事業化を達成することとした。</p>	
<p>22-2. 産業技術センター運営費交付金</p>		
<p style="text-align: right;">山口県産業技術センター</p>		
<p>【指摘事項】 会計基準等への準拠性について</p> <p>No. 22 「【指摘事項】 財務諸表の承認について」で記載した通り、産業技術センターでは、セグメント情報の開示及び運営費交付金の収益化基準について会計基準等への準拠性を満たしていない。</p> <p>セグメント情報の開示について、令和2年度の財務諸表において、該当事項がない旨の注記を付している。しかしながら、セグメント情報は一定の事業ごとに予算配分された財源がどのように消費されたかを示し、事業化単位での評価に資する点で、後述の経営努力の立証作業にも寄与するものである。また、平成30年3月30日の「地方独立行政法人会計基準の改訂について」（以下、「平成30年改訂」という）において、「財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、目標設定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するため、開示すべきセグメント情報を中期目標等における一定の事業のまとまりごとの区分に基づく情報とするとともに、開示すべきセグメント情報に総損益及び行政サービス実施コストを追加する等、セグメント情報の開示の充実を行うこととした。」とある。</p> <p>次に、運営費交付金の収益化基準について、現状では期間進行基準（役職員の期末勤勉手当については、費用進行基準）を採用している。しかしながら、平成30年改訂では、「経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させる運営費交付金の収益化基準として、収益化単位の業務（運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務）と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度末時点の業務の進行状況を測定する必要がある業務達成基準によることを原則とした。」とされている。</p> <p>これら2点はいずれも、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築を一つの趣旨とする法人法の改正に伴い、会計基準面から整備するために改訂されたものである以上、財務諸表の適正な作成において準拠されなければならない。</p> <p>なお、本件は「財務諸表の承認」に関連して、産業技術センターの財務諸表を閲覧したものであり、財務書類の監査又は証明業務（公認会計士法第2条第1項）として実施したものではない旨を念のため申し添える。</p>	<p>（主務課・室 産業労働部イノベーション推進課）</p> <p>セグメント情報の開示及び運営費交付金の収益化基準の取扱いについて、財務会計処理の方法の見直しを行い、令和4年度決算から適用して適切に処理を行った。</p>	<p>措置済み</p>